

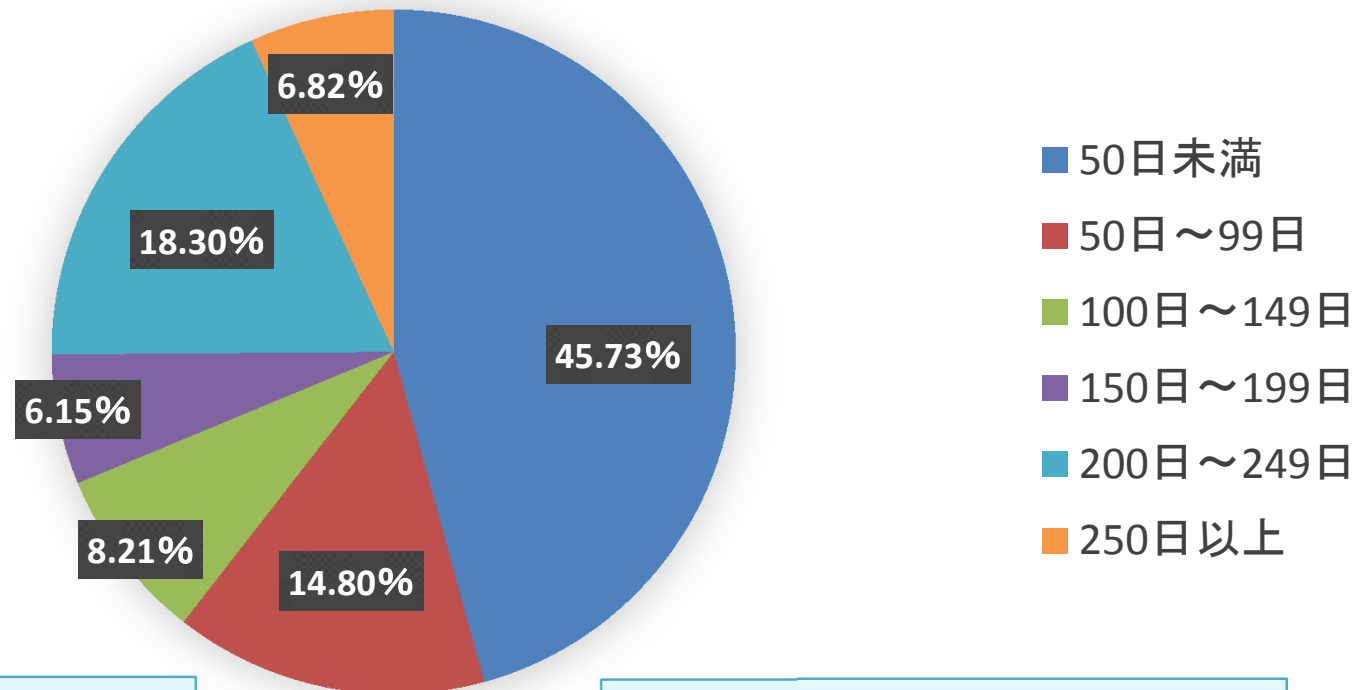
平成29年12月4日

# 参考資料

- 放課後子供教室の実態、事例(板橋区、品川区) …… P1～15
- 地域学校協働本部の実施状況、事例 …… P16～17
- 地域学校協働活動推進員等の配置状況、属性 …… P18～19
- 放課後の生活を支えている施策について …… P20～37
- 放課後児童健全育成事業の実施状況(抜粋) …… P38
- 公立学校開放状況(屋外運動場) …… P39
- 「生活塾の普及促進に関する研究会」資料 …… P40～46
- 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み …… P47～67
- 児童館のあり方及び児童館ガイドラインの見直し等に係る検討課題  
について …… P68～83

# 放課後子供教室の実態

## 年間実施日数別分布



## 主な実施場所

- ・小学校 77%
- ・公民館等 17%
- ・児童館 3%
- ・その他(団体集会所、民家・アパート、空き店舗など)

## ボランティアの属性

- 放課後における教育活動  
を中心的に担う者 { PTA経験者  
元教員  
自治会関係者 等
  - 放課後における教育活動  
の実施をサポートする者 { 地域の高齢者  
大学生 等
- をそれぞれ想定



# あいキッズ

板橋で  
愛され育つ  
あいキッズ

#281007

## 「あいキッズ」って何？

あいキッズは区内の小学生を対象に、授業終了後、学校内で楽しく安全に過ごすことのできる放課後の居場所を提供する事業です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長と人間形成を願って、文部科学省の全児童を対象とする「放課後子ども教室事業」と厚生労働省の就労家庭等の児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」とを一体型として運営しています。

安全で、地域コミュニケーションの基盤である学校内で、民間法人の指導員のもと、子ども同士が慣れ親しんだ校庭・体育館・教室などの施設を使って、遊び、スポーツ、工作、読書などの体験活動、地域との交流活動、季節行事、学習活動等を実施します。

### ～ 利用案内 目次 ～

- (1面) 「あいキッズ」って何？
- (2面) あいキッズの概要
- (3面) あいキッズでの過ごし方
- (4面) あいキッズの3本柱  
ご留意いただくこと
- (5面) あいキッズの5つの輪
- (6面) メール配信サービスの流れ  
登録方法と利用方法

## あいキッズの概要

### 目的

- ① 児童の放課後の安心・安全な居場所の実現
- ② 児童の放課後の活動と交流を通じた健全育成プログラムの実施
- ③ 保護者の仕事等と子育ての両立支援

### 特徴

- ① 板橋区内の全区立小学校で、同一の事業を実施
- ② 午後5時までの利用料は無料。午後5時以降も低額の利用料を設定
- ③ メール配信サービスで、日々の児童の来室・退室情報を送信
- ④ 新1年生の1学期間は、帰宅時間管理を実施。さらさらタイム等の児童は2年生まで実施
- ⑤ 季節行事や季節の飾りつけなど児童の思い出に残るプログラムと空間づくりを実施
- ⑥ 法人ヒアリングや責任者会議を定期的に行って、事業の品質向上を推進
- ⑦ 家庭・学校・地域との連携を促進

### だれ？

#### 在校児童全員が対象

▶ 当該小学校の通学区域内に居住する私立・国立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生は、通学区域の小中学校等に参加できます。



### いつ？

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
三季休業日等（夏休み、振替休日等）  
土曜日（就労家庭等のみを対象）

### どこで？

#### 小学校の校内

▶ 各学校で、活動拠点を主に目的別に設けます。

① 動的屋外 (校庭等)	体を思いっきりの動かせる場所
② 動的室内 (多目的室等)	様々な体験・交流ができる室内
③ 静的室内 (あいキッズ室等)	落ち着いた過ごしことのできる室内

### 運営は？

#### 民間法人

社会福祉法人・NPO・株式会社など民間法人が自主性、社会性、創造性など子どもの人格形成期に合わせた様々なプログラムを展開します。  
配置される職員は、国が新たに全国統一した資格の「放課後児童支援員」と「ソレインングパートナー」です。



◆ 外遊びの様子

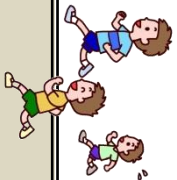


◆ 室内遊びの様子



# あいキッズの運営内容

## 共通



## さんさんタイム



さんさん。。

**定員** 原則無し

**活動拠点** ① 動的屋外  
② 動的室内  
③ 静的室内

**参加確認** メール配信サービス

**時間管理** 1年生全員を対象に原則1学期のみ帰宅時間を管理(個別の声かけ)します。

**保護者連携** ① 保護者会  
② 個別面談(希望制)  
③ 毎月発行の「おたより」  
④ ケガ・体調不良等の「連絡票」

**実施日** 月～金曜日、三季休業日等

**対象者** 土・日・祝日、年末年始  
在校児童全員(1～6年生)

**実施時間** 平日：放課後～17:00  
学校休業日：8:30～17:00  
(10月～2月は16:30まで)

**利用料** 無料

**おやつ(補食)** なし



さんさんタイムは2区分あります！



区分	[さんさんタイム一般]	[さんさんタイムオレシジ]
対象	保護者の就労要件等に該当しない全児童	保護者の就労要件等に該当する1～2年生
手続き	「登録申込書兼申請書」で登録	「登録申込書兼申請書」で登録 登録時に「就労証明書」等を添付
出欠管理 (無断欠席時の連絡)	なし	あり
帰宅時間管理	新1年生の1学期間	あり

## 利用時間・利用料の 早見表

網掛け□の部分は、保護者の就労等の利用要件が必要な区分です。きらきらタイムに申し込みをすると同時にさんさんタイムの利用もできます。

	学校休業日の利用時間 8:00 → 8:30	放課後 16:30 → 17:00	学校運営日の利用時間 17:00 → 18:00	18:00 → 19:00
3月～9月	きらきらタイム 区分C (無料)	さんさんタイム (無料)	きらきらタイム 区分A 2,700円	きらきらタイム 区分B 3,900円 補食提供あり
10月～2月	きらきらタイム 区分C (無料)	さんさんタイム (無料)	きらきらタイム 区分D (無料)	きらきらタイム 区分B 3,900円 補食提供あり
土曜日	きらきらタイム 区分S	区分S	日額 700円 補食提供あり	希望があれば 19時まで

## あいキッズでの過ごし方

### きらきらタイム



全員の出席確認と、きらきらタイム、さんさんタイムオレソレの1～2年生は、出欠管理を行います。



### 放課後利用の流れ (例)

<さんさん> 授業終了	出席確認・出欠管理
	自主学習 自由遊びや 体験交流活動
	帰宅
<きらきら> おやつ 自由遊び	自由遊びや 体験交流活動
	帰宅

### 1日利用の流れ (例)

<きらきら> 8:00	出席確認 出欠管理
<さんさん> 8:30	出席確認・出欠管理
	自主学習
	自由遊びや 体験交流活動
	ランチタイム (あいキッズで昼食、 または一時帰宅)
	自由遊びや 体験交流活動
	帰宅
<きらきら> 17:00	おやつ 自由遊び
	帰宅

### 利用時間について

事業の実施時間は、必ずお守りください。

- きらきらタイムを利用する場合は、あらかじめ手続きをし、承認を受けてください。
- 19:00を過ぎての利用はできません。必ず19:00までにお迎えに来てください。

**実施日** 月～土曜日、三季休業日等  
**お休み** 日・祝日、年末年始  
**対象者** 1～6年生

(保護者が就労要件等で家庭が留守となる児童)

**実施時間** 平日：①16:30～17:00 (10月～2月まで)

②17:00～19:00

三季休業日等：①8:00～8:30

②16:30～17:00 (10月～2月まで)

③17:00～19:00

土曜日：8:00～18:00 (希望があれば19:00まで対応)

**利用料** [A区分] 17:00～18:00 月額2,700円

(育成料1,200円+おやつ代1,500円)

[B区分] 17:00～19:00 月額3,900円

(育成料2,400円+おやつ代1,500円)

[C区分] 8:00～8:30 無料

[D区分] 16:30～17:00 無料

[S区分] 土曜日 日額700円



**時間管理** 前月20日までに1か月分の出欠と帰宅時間を提出します。出欠管理、帰宅時間管理(1,2年生のみ)、お迎え管理を行います。

**おやつ(補食)** あり(17:00以降に提供)

**お迎え** 18:00を過ぎて利用の際は、必ずお迎えをお願いいたします。

## あいキッズ

# Q&A

Q: あいキッズの定員はありますか？

A: 原則としてあいキッズの定員はありません。利用要件を満たす方はご利用いただけます。

Q: 子どもの帰宅時は、保護者のお迎えが必要ですか？

A: 18時以降の利用の場合は必ずお迎えが必要になります。

Q: 運営する法人は、ずっと同じですか？

A: 基本的に問題が無く良好な評価であれば、6年間同じ法人が運営します。なお、運営評価が良くなければ、再選定することがあります。

Q: 運営する法人はどのようなに決まったのですか？

A: 第三者委員、区委員、学校長、保護者委員で構成された選定委員会で、希望する法人の書類審査とヒアリングを行って決定しました。

Q: あいキッズの施設責任者は、区の職員ですか？

A: 法人が配置した有資格者です。

Q: きらきらタイムを申し込んだら、17時からの利用となりますか？

A: きらきらタイムの申請は、さんさんタイムの登録も兼ねていますので、さんさんタイムの時間も利用できます。

Q: あいキッズの活動は、どのようなものがありますか？

A: 日常的には、校庭や室内での遊びや読書、学習などがあります。このほか、季節行事やイベントなどがあり、毎月発行する「おたより」で全児童に配布しています。



# あいキッズの

# 3

# 本

# 柱

## 1 子どもたちの安心・安全

### 安全管理体制

日頃から、安全対策、危機管理

- ・受入れ開始前に施設・遊具の安全点検を行います。
- ・救命処置や引取り訓練など緊急時に備えた訓練を定期的に実施しています。
- ・室内を清潔にして衛生管理をし、感染症やアレルギーなど食の事故防止を図ります。

### 安心ツール

あいキッズの信頼性

- ・1～6年生までの長い期間、子どもたちの成長を見守ります。
- ・メール配信サービスで、あいキッズの来室・退室が確認できます。
- ・緊急通報ボタンの学校110番を設置して、緊急時に警察へ通報します。
- ・「おたより」を毎月発行して、あいキッズの活動の様子をお知らせします。

### 災害時対応

万が一、震災が発生したら

- ・児童の所在確認を行い、学校と連携して安全な場所に避難します。
- ・震災等の場合、保護者に引き渡すまで安全管理を行います。

## 3 子育てと仕事等との両立支援

### 時間の延長

日中の留守家庭の両立支援

- ・就労等家庭は、さらさらタイム（午後7時まで等）の延長利用ができます。
- ・就労等家庭は、土曜日も利用できます。
- ・対象は、就労のほか、介護やPTA活動等も含みます。

### 仕事に専念

出欠管理と帰宅時間管理

- ・全1年生の1学期間は、あいキッズカード（緑色）を使用し帰宅時間の管理を行います。
- ・さらさらタイム、さんさんタイムオレソレを利用する1～2年生は、出欠及び帰宅時間の管理を行います。また、さらさらタイムを利用する3～6年生は出欠管理を行います。

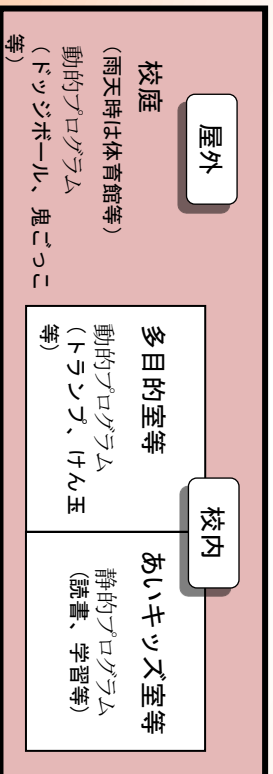
### 緊急時対応

あいキッズでの安全確保

- ・学校が平常と異なる下校をした場合は、あいキッズの利用はできません。ただし、さらさらタイムとさんさんタイムオレソレの児童は、あいキッズで安全管理をします。
- ・臨時休校となった場合、さらさらタイムとさんさんタイムオレソレの児童は、保護者の登下校時の送り迎えのもと参加できます。

## 2 子どもたちの健全育成

各小学校で、屋外、室内、静かに過ごす場所など目的別に3つの拠点を設け、それぞれ指導員を配置してプログラムを展開します。



遊びのルールのもと、多様なプログラムや体験活動、季節行事を行います。

登録内容の違いに垣根を設けず、異学年など児童間交流をさかんに行います。

地域の方々定期的に参加いただき、昔遊びなどを通じて交流します。

例・学習支援、将棋教室、折紙教室、琴体験、ヨガ教室、ダンス教室、卓球教室 など

法人の運営について、区の「巡回担当職員」が定期的に施設を回って運営状況を確認します。

▶ 学校により、学年で分ける場合、1室を区分けする場合があります。

## ご留意いただくこと

### 保険について

「あいキッズ」登録児童の参加中と自宅からあいキッズへの往復の怪我については、「あいキッズ傷害保険」が適用されます。

### 学校の決まりについて

学校施設を利用しますので、学校生活での基本的な決まりを守ってください。  
また、この事業は、板橋区が学校との連携により学校施設を活用して実施するもので、学校が行う教育・学習活動ではありません。

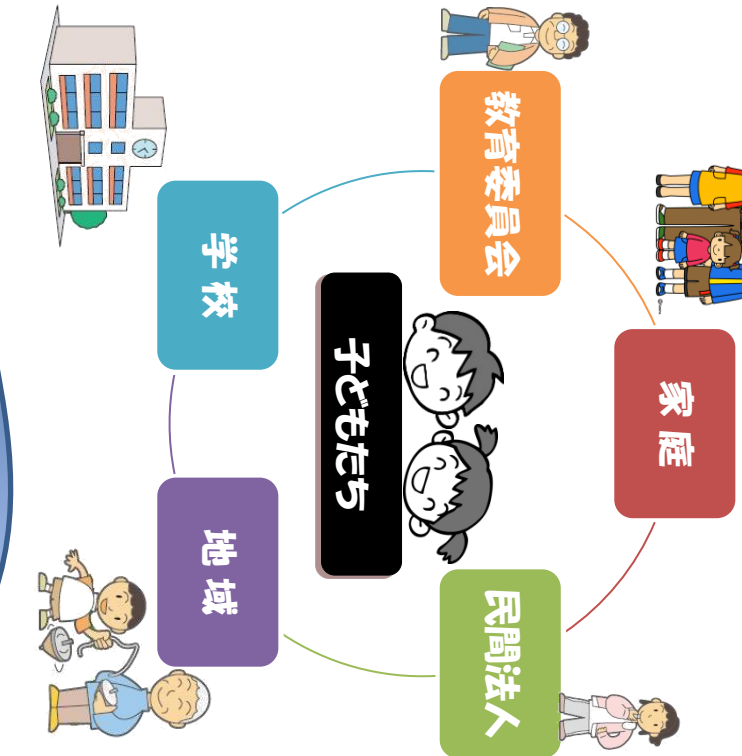
### 担当課定期巡回

区担当職員があいキッズを定期的に巡回し、法人の評価、指導を行っています。  
また、心理専門員による定期巡回を実施しています。



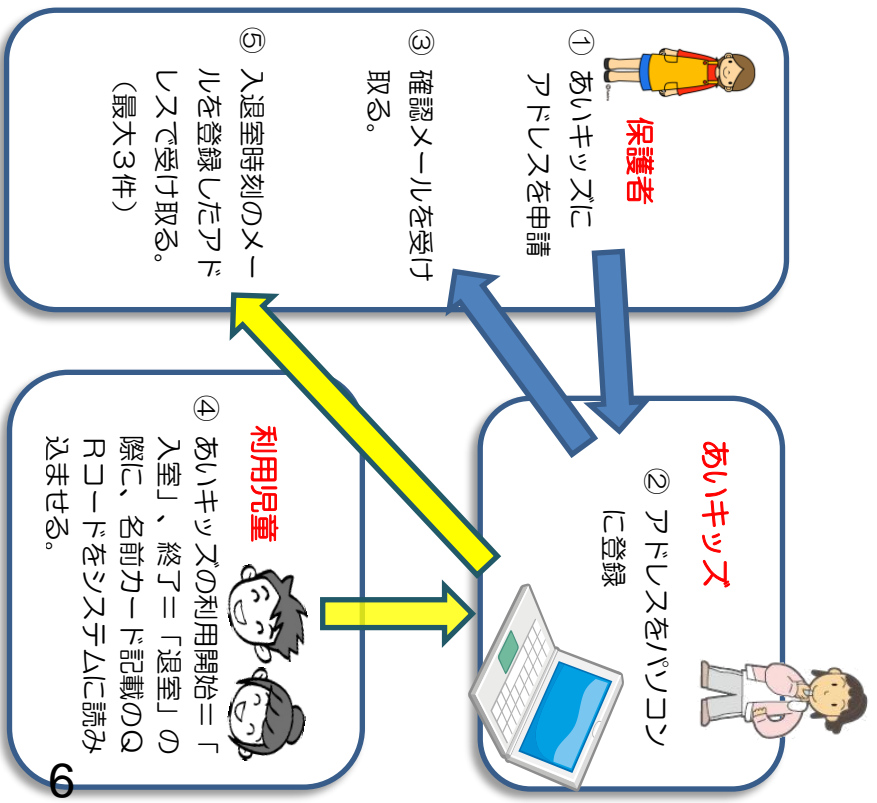
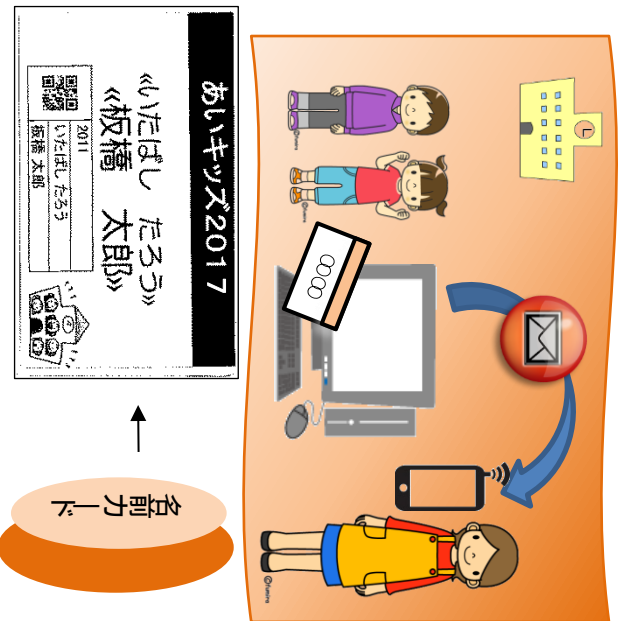
# あいキッズで子どもたちの成長を支える

# 5つの輪



- ① **教育委員会**  
運営方針を定め環境を整備し、評価・指導を行い、事業運営の品質の維持・向上を図ります。
- ② **民間法人**  
社会福祉法人・NPO・株式会社など民間法人が特性を活かして、様々なプログラムや季節行事の実施、遊具・図書の充実、室内装飾など子どもたちが過ごしやすい・健全な成長に結びつく運営をします。
- ③ **地域**  
「地域の子どもは地域が育てる」といういたばし学び支援プログラムの理念に基づき、地域サポーターが子どもたちの育ちを支えます。
- ④ **学校**  
地域コミュニティの基盤である安全な学校施設を活用するとともに、学校と日常的に情報交換して子どもたちの「安全対策」と「健やかな成長」に取り組みます。
- ⑤ **家庭**  
子どもご自身の生活習慣や規範意識を身につける場である家庭と連携して、個々の子どもたちを育みます。

## メール配信サービスの流れ



※メール配信サービスは災害等の緊急時の対応についての配信も行います。万が一の事態に備え、ご登録をお願いいたします。

## 登録方法

＜さんさんタイム一般の登録＞

① 「登録申込書兼申請書」に必要事項を記入の上、あいキッズまで提出してください

- 登録申込書は各あいキッズで随時、配布します。
- 新1年生は、入学説明会でお知らせします。
- 「メール配信申請書」も併せて手続きしてください。

② 好きな日時に利用できます。

- 新1年生は集団下校指導終了まで、参加時に保護者の「送り」が必要です。
- 登録は6年間で有効ですが、緊急連絡先等が変わった場合は必ず変更の手続きをしてください。

＜きらきらタイム、さんさんタイムオレソジの申請＞

① 「登録申込書兼申請書」に必要書類を添付の上、あいキッズまで提出してください。

- 保護者が就労等で日中留守となる家庭の児童で、1～6年生（さんさんタイムオレソジは1～2年生）が対象です。
- 有料区分の方は「口座振替依頼書」で利用料の口座自動引落しの手続きをお願いします。

② きらきらタイムの児童には、利用承認書をお渡します。



### 利用料について

きらきらタイムAとBは、利用をしない場合でも申請し承認を受けた時から利用料が発生します。  
また、利用料のお支払いは、口座振替でお願いします。

### 各種変更届の手続きについて

メールアドレスや緊急時の連絡先などに変更が生じたときは、必ずあいキッズへ変更届をご提出ください。

### 感染防止について

伝染力の強い病気にかかった場合や学級閉鎖の時は、利用できません。

### 特別な支援が必要なお子さんについて

特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室に通学・通級する児童は、安全にあいキッズで過ごしていただくため、利用時に面談をします。要支援児判定委員会で特別な支援が必要な要支援児と判定されたときは、人員配置等をさせていただきます。

## 利用方法

＜さんさんタイム一般の登録者の利用＞

① **入室**：授業終了後、直接ランドセルを持って「あいキッズ」に行きます。

- 利用する時は保護者とお子さんで帰宅時間やお迎えの有無などを確認してください。

② **出席確認**：自分の「名前カード」をパソコンにかざして、「こんにちはBOX」に入れます。

- 利用する時は保護者とお子さんで帰宅時間やお迎えの有無などを確認してください。

③ **退室**：ご家庭で約束した時間に帰宅します。「名前カード」をパソコンにかざして、「さよならBOX」に入れます。

- 午後3時30分、4時、4時30分、5時に帰宅時間の呼びかけをします。
- 新1年生の1学期間に、緑色の「あいキッズカード」を持参した児童には、帰宅時間の管理（声掛け）を行います。

＜きらきらタイム、さんさんタイムオレソジの申請者の利用＞

① **入室**：授業終了後、直接ランドセルを持って「あいキッズ」に行きます。

- あらかじめ、月間の出欠予定表を提出してください。
- 1～2年生は、オレソジ色の「あいキッズカード」に帰宅時間、お迎えの有無を記入の上、持参してください。

② **出欠管理**：自分の「名前カード」をパソコンにかざして、「こんにちはBOX」に入れます。

- 出席予定日に入室されない場合には、学校や保護者の緊急連絡先に連絡を入れます。
- 午後5時以降の利用児童にはおやつ（補食）を提供します。

③ **帰宅時間管理**：ご家庭で約束した時間に帰宅します。「名前カード」をパソコンにかざして、「さよならBOX」に入れます。

- 1～2年生は、帰宅時間の管理（声掛け）を行います。

## ● ホームページもご覧ください ●

あいキッズのホームページには、事業のご案内のほか、各校の施設を運営する法人や活動の様子、申請書類等のダウンロードもあります。（印刷が不鮮明でQRコードが読み取れない場合は、お手数ですが検索をご覧ください。）

あいキッズ

検索



◆ あいキッズのページ



◆ あいキッズ公式 Facebook



◆ 施設一覧と運営法人

## 問い合わせ

板橋区教育委員会 地域教育力推進課 あいキッズ係  
電話(3579)2637 FAX(3579)2635



品川区



# すまいるスクール

学びも遊びも友達と一緒に！  
放課後のみんなの居場所



すまいるスクールは、国の施策である「放課後子ども総合プラン」として「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体的に運営する、品川区の「全児童放課後等対策事業」です。学校施設を活用した安全な居場所を提供するとともに、学びと遊びを通して子どもたちの成長を育みます。すまいるスクールでは、クラブや学年を超えた様々な交流が生まれます。地域ボランティアの方々の出会いもあります。学校とも連携し、総合的に子どもたちを見守っています。

品川区子ども未来部



# ようこそすまいるスクールへ

すまいるスクールは全ての品川区立小学校・義務教育学校内にあり、利用にあたっては登録が必要です。1年生から6年生までの希望する児童が、在学する小学校等のすまいるスクールに登録できます。  
また区内在住で、国立・私立及びその他の小学校に通学している児童も、すまいるスクールに登録可能です。



## ■対象者

- ①品川区立小学校・義務教育学校に就学する児童  
\*品川区外在住で実施校へ就学している場合、現時点では参加可能です。

- ②区内在住で、国立・私立及びその他の小学校に在学の児童（特別支援学校及び各種学校を含む）

## ■実施日

年間を通して、月曜日から土曜日まで  
☆日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

## ■利用時間

- ①＜学校がある日＞ 下校～午後5時＋延長利用
- |     |          |       |               |    |
|-----|----------|-------|---------------|----|
| 学 校 | 下校       | 5時    | 6時            | 7時 |
|     | すまいる利用時間 | 1～6年生 | 延長利用<br>1～3年生 |    |
- 下校後、直接参加します。

- ②＜学校が休みの日＞

8時15分	5時	6時	7時
すまいる利用時間	延長利用 1～6年生	延長利用 1～3年生	

午前8時15分から参加できます。  
実施時間内なら何時からでも参加ができます。  
ただし、延長利用のみの参加はできません。

- ③帰宅時刻

小学生が帰宅する時刻として、学校の指導する午後5時を基本とします。  
保護者が働いているなどの事情がある場合は延長利用申請（承認制）により午後7時まで利用できます。（ただし午後6時から7時は、1～3年生まで）

※おおむね午後4時/4時30分/5時など  
家庭で決めた時刻に帰宅します。

※午後6時を過ぎたの帰宅は、お迎えが必要です。

※出欠確認等児童の安全面を考慮し、再登校、再利用することはできません。

## ■利用施設

各学校のすまいるスクールのスペース他、学校の授業等で使用しない時間には、校庭、体育館、特別教室等も使えます。

## ■利用登録について

- ①利用登録は毎年必要です。

- ②利用登録にあたっては、下記の書類を提出します。
- ・ すまいるスクール利用登録書兼利用児童状況票
  - ・ 口座振替依頼書
  - ・ 食物アレルギーに関する調査票

すまいるスクールを初めて利用する国立・私立及びその他の小学校に在学の児童の場合、区役所の子ども育成課育成支援係に提出してください。登録決定通知後に参加ができます。

## ③利用料

午後5時まで利用	1ヶ月	250円
午後6時まで利用	1ヶ月	3,250円
午後7時まで利用	1ヶ月	4,250円

※利用料の減額（世帯に小学生が2人以上いるときの2人目から）や免除（就学援助の受給、住民税非課税世帯、生活保護受給世帯等）の制度があります。詳細はお問い合わせください。

別途、すまいるスクール補償制度（保険掛金）が必要です。 ※年費額 650円

## ④費用の支払い方法

- ・ 利用料は毎月月末に口座引き落としになります。
- ・ すまいるスクール補償制度（保険掛金）は利用登録開始月内に現金でお支払ください。

## ⑤登録内容の変更

変更がある場合は、各種申請書類を前月10日（休日前倒し）までに提出してください。





## ■延長利用について

保護者の就労等によりお子さんが家庭において適切な保護が受けられない場合、すまいるスクールを午後7時（4年生以上は午後6時）まで利用することができます。

(a) 「すまいるスクール時間延長利用申請書」を提出してください。勤務証明は不要ですが、記載に不備や不足があると利用承認が出来ませんのでご注意ください。

(b) 利用料については左のページをご覧ください。

(c) 午後5時～午後5時半の間に少量の間食（市販品）を希望者に提供します。詳しくは5ページをご覧ください。

(d) 延長利用の際は、全学年「参加カード」に保護者が帰宅時刻を記入してください。

(e) 午後6時を過ぎての利用は、保護者等のお迎えを必ずお願いします。

## ■子どものケガなど

①小さなケガは、すまいるスクールで指導員が対応した上、保護者に連絡します。

②病気やケガの程度によっては、保護者に連絡してお迎えを依頼する場合があります。「すまいるスクール利用登録書兼利用児童状況票」に、確實につながる連絡先を記載してください。

③緊急を要する場合は、病院へ搬送後に保護者へ連絡する場合があります。

④すまいるスクールの保険は、学校の「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」とは異なります。通院の際は、「保険証」と「子どもすこやか医療証」を持参してください。

⑤すまいるスクールから「事故通知書」をお渡しします。保護者ご自身で保険会社に請求してください。



### \* すまいるスクール補償制度について \*

すまいるスクール活動に関わるケガは、学校管理下ではないため、「エース損害保険株式会社」の「すまいるスクール補償制度費用保険」に加入していただきます。

＜ケガをした時の請求方法＞

- ・保険金の請求には1日以上の治療日数が必要となります。
  - ・事故から30日以内に保護者ご自身がエース損害保険株式会社へ請求手続きをします。
  - ・事故通知書をFAX送付すると、ケガをした方へ保険金の請求に必要な書類一式が直接送られてきます。
- 補償内容は以下の通りです。

補償対象範囲		補償金額	
(1) おケガ等の補償	療養補償金	入院日額	傷害事故 1日4,500円（180日以内）
		通院日額	特定疾病 1日 450円（180日以内） 傷害事故 1日2,000円（90日以内）
	災害死亡補償金	特定疾病	1日 200円（90日以内）
		傷害事故	1,000万円
後遺障害補償金	特定疾病	最高1,000万円	
	傷害事故	最高100万円	
(2) 賠償責任の補償金	身体に対する補償（支払限度）	1名:1億円 1事故 期間中:3億円 (免責0円)	
	財物に対する補償（支払限度）	1事故 期間中:1,000万円 (免責0円)	



# すまいるスクールは 「フリータイム」「教室」「勉強会」 という3つの大きな柱で運営しています。



## フリータイム



フリータイムは、クラスや学年を超えた子どもたちが、共に遊んだり、読書したり、学習したりと自由に過ごす時間です。  
すまいるスクールのスペースのほか、校庭や体育館、特別教室などで活動します。

## 地域貢献活動 幼保交流活動

高齢者施設訪問、学校近隣の清掃活動や幼稚園・保育園との交流なども行っています。





# 教室(講座)



教室は、子どもたちが様々な体験をする場です。日本の伝統文化、スポーツ、環境や音楽などの情操教育、ものづくりの教室など、様々な教室が行われています。

これらの教室は、地域ボランティアやPTAなどの方々の協力により実施されています。



# 勉強会

勉強会は子どもたちの基礎学力定着のため、週1回行っています。教員免許を持ったスタッフが、学年ごとに算数や国語の復習等を担当しています。







### <利用の流れ>

- ◎ 毎年度すまいるスクールに利用登録
- ◎ 毎月「参加申込書」を提出

#### 1日の流れ

- ・ 帰宅時刻を家庭で決める  
必ず児童と確認します。
  - ↓
  - ・ すまいるスクールに参加  
放課後は帰宅せず、直接参加します。
  - ↓
  - ・ 参加受付（参加カード提出） \* 不要の場合あり  
口頭でも学年、名前、帰宅時刻を伝えます。  
（フリートタイム・教室・勉強会）  
↓
  - ・ 帰宅受付 家庭で決めた時刻に帰宅します。
- 延長利用の児童**

5時～5時半	間食の提供があります。
6時過ぎ帰宅	保護者等のお迎えが必要です。

### ■ 欠席時の連絡を希望する場合

- ① 低学年への配慮として、参加予定日に欠席した場合、すまいるスクールから保護者への連絡をすることが出来ます。希望する方は、毎月の「参加申込書」にて申請してください。  
5時まで利用の場合 2年生まで  
延長利用の場合 3年生まで
- ② 連絡希望の申請をして、参加予定日に欠席する時には、必ず事前に保護者が欠席の連絡をしてください。

### ■ 勉強会・教室・間食の申込

- 毎月の「おしらせ」を確認し、児童と相談の上、参加申込書に記入し、期日までに提出してください。
- (a) 勉強会  
週1回程度（月3～4回）  
1ヶ月 500円（口座振替）
  - (b) 教室  
教材費が必要な教室もあります。  
参加費は、毎月発行の「おしらせ」に記載します。専用封筒に現金を入れて提出してください。
  - (c) 間食  
延長利用の児童は、間食希望の有無を「参加申込書」に記入し、必ず期日までに提出してください。

### ■ 「参加申込書」

- ① 毎月の「おしらせ」を参照のうえ、必要事項を記入し締切期限までに提出してください。
- ② 延長利用の場合、間食希望の有無を記入し、必ず、毎月提出してください。  
（期日を過ぎると発注の関係で間食は提供できません。）
- ③ 記入事項がない場合は、提出しなぐても構いません。

### ■ 「参加カード」

- ① 1・2年生全員と延長利用の3年生以上は参加カードを使用します。
- ② 「参加カード」には帰宅時刻等、必要事項を保護者が記入してください。  
（5時まで利用の3年生以上でも参加カードが必要な場合があります。）
- \* 必ず、記入内容を児童と確認してください。
- ② 「参加カード」は、毎回指導員が確認して返却します。通信欄等は出欠席の変更や、すまいるスクールからの連絡に使用します。

### ■ 出欠席・時間変更の連絡

参加カードの通信欄、または電話・FAX等で保護者がすまいるスクールに連絡してください。

### ■ 登下校の注意



学校の規則に準じます。

### ■ 弁当・水筒

- ① 弁当と水筒を持参する日
  - a) 給食の無い午前授業日に参加する時
  - b) 学校が休みの日に風にかけて参加する時
- ② 学校が休みの日は、いつでも水筒の持参は可能です。  
\* 弁当は後から届けることも可能です。  
\* 食中毒防止には十分注意してください。

### ■ 補食

- ① 夏休みは、暑さでエネルギーを使い、食欲が落ちることから、必要に応じて補食を持参できます。
- ② 必要性や量は保護者が判断してください。  
食を補完する趣旨をご理解のうえ、内容への配慮をお願いします。

### ■ 保護者会

- ① 年2回開催します。
  - a) 7月頃（夏休みの過ごし方など）
  - b) 2月頃（次年度の登録など）
- ② その他、必要に応じて開催します。

# もしもの時の対応



災害緊急時には、学校と連携し、子どもの安全を第一に考えます。帰宅時刻を変更するなど  
の対応を行う場合、保護者に学校からのメール配信や電話等で連絡します。  
また、電話等の通信機器が使えないような事態には、学校施設内で子どもを待機させていま  
すのでお迎えをお願いいたします。

## 【風水害】

- 台風の接近などで学校が休校の場合  
⇒ **すまいるスクールは休止します。**
- 台風の接近が登校時に重なることが予想され学校が時差  
登校になる場合  
⇒ **通常通りの実施します。**
- 台風の接近が放課後に予想される場合  
⇒ **学校は休校とならなくとも、すまいるスクー  
ルは休止の場合があります。**
- 学校が休みの日に台風の接近が予想される場合  
⇒ **休止または参加自粛となります。**

すまいるスクールの活動中に、急な集中豪雨や台風などで  
「大雨」や「洪水」の「警報」が発令され、申し出る  
帰宅予定時刻を変更した方が安全であると判断される  
場合  
⇒ **警報発令中で、下校について子どもの安全確  
保が必要と判断した場合、保護者にお迎えを  
お願いいたします。お迎えができない場合、警報  
の解除など、安全が確保できるまで、すまい  
るスクールに待機させます。**

\*午後6時までに特別警報、または警報の解除など、安全が  
確保された場合は、安全指導などの注意喚起をし、集団下校  
を実施します。

## 【地震】

- 交通機関が止まるほどの大きな地震が発生した場合等  
⇒ **子どもはすまいるスクールに待機させ  
学校施設内に留め置くことがあります。**
- その場合、保護者のお迎えをお願いします。**  
\*品川区内で震度5弱以上の地震があった場合は留め置  
きますのでお迎えをお願いします。

## 【事件等】

- 災害時以外でも、学校周辺で児童の安全を脅かす犯罪  
(殺傷事件等)が発生し、犯人が逃亡しているケー  
ス等のような場合  
⇒ **子どもはすまいるスクールに待機させ、保護  
者のお迎えを依頼する事もあります。**
- 【学級閉鎖時など】**
- 感染症（インフルエンザ等）で学級閉鎖などになった  
場合  
⇒ **該当する学級の子どもは、すまいるスクー  
ルの参加はできません。**
  - 学校が長期休業の日に感染症になった場合  
⇒ **医師の許可を得てから、すまいるスクールに  
参加してください。**

## ＜すまいるスクールが休止または参加自粛となる場合＞

学校のある日	風水害等の理由で学校が休校	すまいるスクール 休止
学校が休みの日	朝7時の時点で品川区に特別警報（大雨、暴風、大雪）発令 朝7時の時点で品川区に警報（大雨、暴風、大雪、洪水）発令	参加自粛*注1

**\*注1 やむを得ない理由があり参加する必要がある場合は、保護者の責任の上、送迎をしてください。**

\*発令状況は気象庁ホームページおよびNHKの気象情報等で確認できます。



緊急時には、その状況により「子どもの安全を第一」に考えて、  
柔軟な対応を行う場合があります。ご協力願います。





# すまいるスクール一覧表

平成28年9月現在

地区	すまいる名・所在地・電話/Fax	地区	すまいる名・所在地・電話/Fax
品川・大崎地区	すまいるスクール 品川学園 北品川3-9-30    Tel.34774-4126	大井地区	すまいるスクール 大井第一 大井6-1-32    Tel.3771-5100
	すまいるスクール 城南 南品川2-8-21    Tel.3471-8116		すまいるスクール 敷浜 東大井2-10-14    Tel.3765-7759
	すまいるスクール 浅間台 南品川6-8-8    Tel.3474-6044		すまいるスクール 山中 大井3-7-19    Tel.3772-4152
	すまいるスクール 三木 西品川3-16-28    Tel.3491-2328		すまいるスクール 伊藤学園 大井5-1-37    Tel.3771-0541
	すまいるスクール 御殿山 北品川5-2-6    Tel.3441-3872		すまいるスクール 立会 東大井4-15-9    Tel.3474-3512
	すまいるスクール 城南第二 東品川3-4-5    Tel.3471-9301		すまいるスクール 浜川 南大井4-3-27    Tel.3761-6664
	すまいるスクール 第一日野 西五反田6-5-32    Tel.3492-5003		すまいるスクール 伊藤 西大井5-6-8    Tel.3771-5025
	すまいるスクール 日野学園 東五反田2-11-1    Tel.3441-0471		すまいるスクール 鈴ヶ森 南大井4-16-2    Tel.3763-0144
	すまいるスクール 芳水 大崎3-12-22    Tel.3491-5780		すまいるスクール 八潮学園 八潮5-11-2    Tel.3799-7006
	すまいるスクール 第三日野 上大崎1-19-19    Tel.3441-6467		すまいるスクール 京陽 平塚2-19-20    Tel.3781-6102
	すまいるスクール 第四日野 西五反田4-29-9    Tel.3491-5953		すまいるスクール 延山 西中延2-17-5    Tel.3781-6065
	すまいるスクール 台場 東品川1-8-30    Tel.3471-7726		すまいるスクール 中延 中延1-11-15    Tel.3781-4027
荏原東地区	すまいるスクール 大原 戸越6-17-3    Tel.3781-3929	荏原西地区	すまいるスクール 小山 小山5-10-6    Tel.3781-0023
	すまいるスクール 宮前 戸越4-5-10    Tel.3781-0781		すまいるスクール 第二延山 旗の台1-6-1    Tel.3781-1992
	すまいるスクール 源氏前 中延6-2-18    Tel.3781-7757		すまいるスクール 後地 小山2-4-6    Tel.3781-0866
	すまいるスクール 戸越 豊町2-1-20    Tel.3781-5758		すまいるスクール 荏原平塚学園 平塚3-16-26    Tel.3781-1880
	すまいるスクール 旗台 旗の台4-7-11    Tel.3785-3820		すまいるスクール 清水台 旗の台1-11-17    Tel.3781-1775
	すまいるスクール 上神明 二葉4-4-10    Tel.3781-2019		すまいるスクール 小山台 小山台1-18-24    Tel.3712-5988
	すまいるスクール 豊葉の杜学園 二葉1-3-40    Tel.3781-6010		



品川区ホームページでは、すまいるスクールの様子などを写真入りで紹介しています。

《どうぞご覧ください》

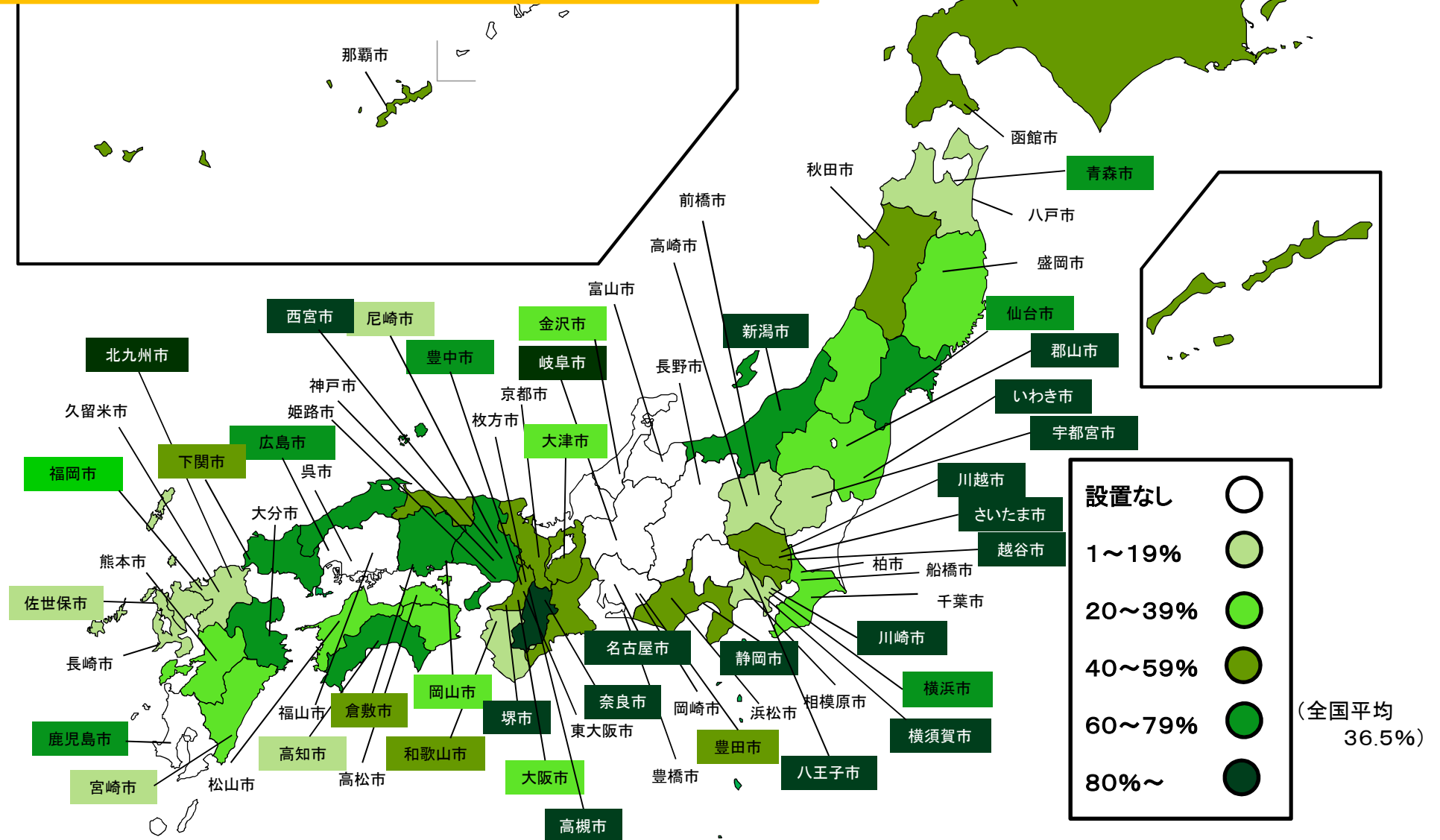


〒140-8715 品川区広町2-1-36  
品川区子ども未来部 子ども育成課  
育成支援係 電話 5742-6596

# 平成29年度

## 『地域学校協働本部』の実施状況

- ※ 公立小中学校における実施
- ※ 「地域学校協働活動推進事業」を活用
- ※ 被災3県は「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を活用



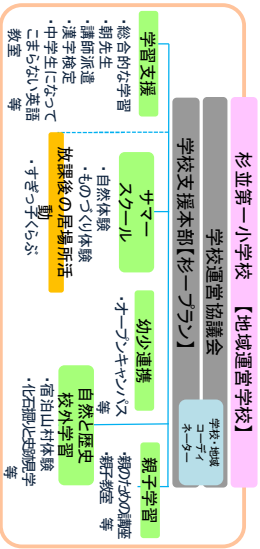
【地域コーディネーターを軸として総合化・ネットワーク化されている事例】東京都杉並区杉並第一小学校

◆活動概要・目的  
 ○杉並第一小学校を支援するために設置された、地域の人たちの学校応援団  
 ○地域から信頼される「カのある学校」づくりの支援  
 ○「わが街阿佐谷、ふるさと杉ー」を意識し、学校・地域・保護者が一体となって多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築

◆活動における工夫・ポイント  
 地域コーディネーターが中心となり各活動を推進  
 ○「朝先生」・・・授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラス朝学習に参画し、計算チャレンジや百人一首を指導。朝先生が日誌を作成し、担任と共有することで多面的な児童理解につながっている。  
 ○「すぎっ子くらぶ」・・・放課後子供教室。約200名の子供の居場所となり、日本の昔遊び、路地裏遊び等を実施。スタツは地域の住民で授業中の様子なども把握できるようスタツと先生とのコミュニケーションを密にとっている。

◆活動の成果  
 ○「地域」を「杉ー小の子供たちのために活動している人たち」「杉ー小の教育活動に興味・関心をもっている人たち」と捉え、「地域」におけるネットワークをより充実させることで、学校をサポートする「地域」を育成することができた  
 ○近隣の学校支援本部と人材・施設等を含めた多角的な視点から連携し、「地域とともに歩む学校づくり」を目標に掲げる学校を支援しながら、子供のための取組を今後も実践していく

『地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集』（p.7.8）



朝先生と百人一首



すぎっ子くらぶの様子

【支援から連携・協働に発展した事例】高知県南国市稻生地域学校協働本部

◆活動概要・目的  
 ・地域住民の心の拠り所である小学校を核として地域教育力の再構築を行うことを目的に開始。  
 ・平成17年からPTA組織からPTCA組織づくりを開始（通常のPTAに、C:地域を意味するコミュニティを追加）  
 ・平成28年から「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」とし、学校支援から地域支援に向けた取組を推進。

◆取組の概要・工夫  
 ・花育の推進（花を教材に生命や個性について子供に考えてもらう地域協力型の学校支援活動を展開）  
 ・食育の推進（スローラーのある活動：苗の植え付けから収穫、そして食する）全ての段階で地域と協働）  
 ・地域文化の継承（カッパ伝説）  
 ・公民館を舞台とした多世代参加型の地区の新たな祭りの創出  
 ・学校・地域の合同防災訓練の実施（授業参観日に実施）  
 ・高知大学地域学校協働学部と連携し、学生も活動に参画

◆取組の効果  
 ・平成21年には学校の玄関を綺麗にしようと、地域住民、保護者の協力で花壇に種をまくことから始まった「花育」の活動は、2016年から苗の里づくり事業として、地域全体に「花育の輪」が広がっている。  
 ・「食育」を通してPTCAを中心とする学校と地域との協働で学校行事がよりの地域とのふれあいを大切にしたいものとなり、地域活性にもつながっている。



地域住民と子供たちでカッパのクイズゲームを作成し、地域文化を継承



玉ねぎ苗植え



玉ねぎ販売



玉ねぎ/ピーター

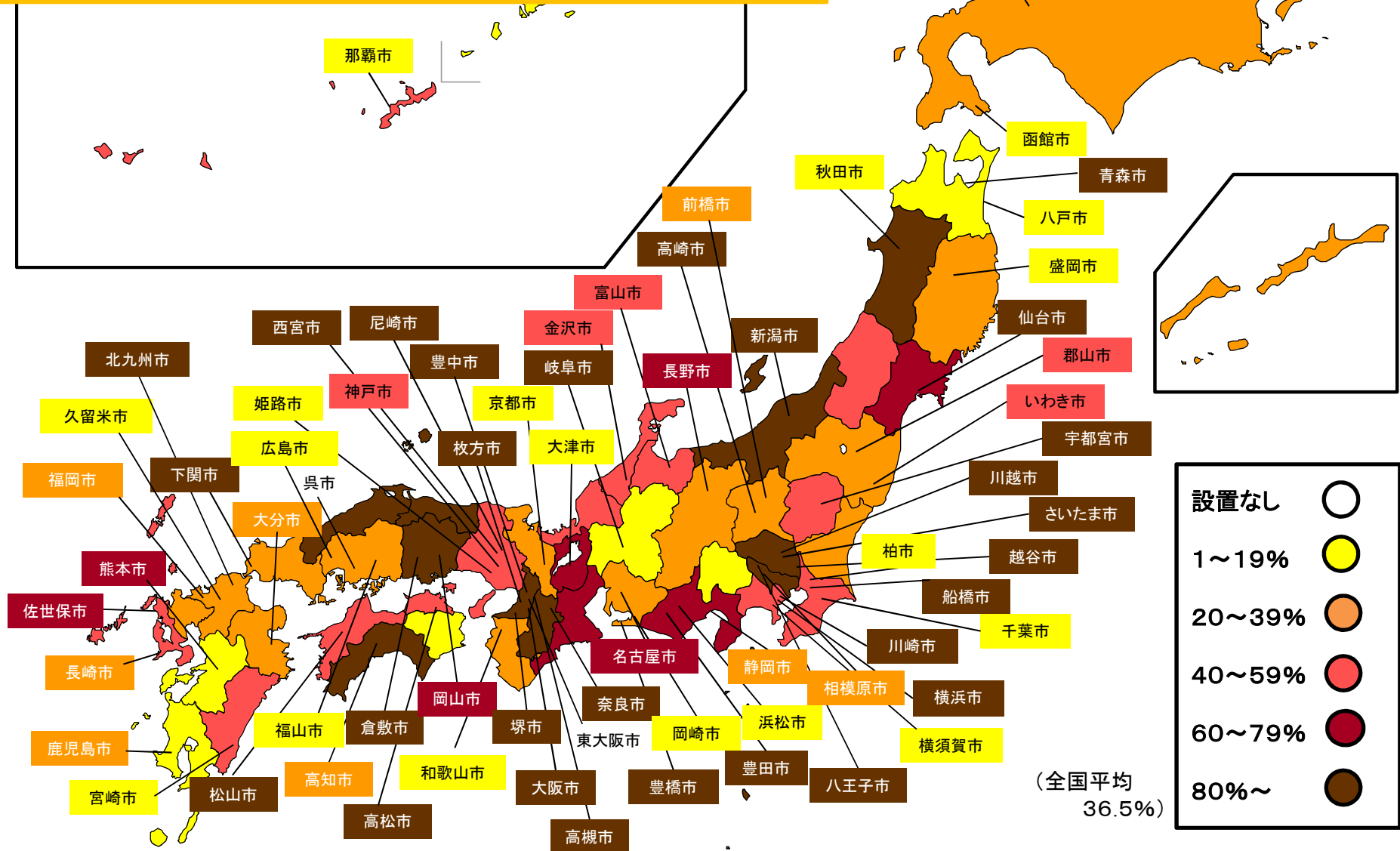
<http://www.ptca-pdca.com/image/pdf/guide.pdf>



# 平成29年度

## 『地域学校協働活動推進員等』の配置状況

- ※ 公立小中学校数に対する地域学校協働活動推進員等の配置人数
- ※ 「地域学校協働活動推進事業」を活用
- ※ 被災3県は「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を活用

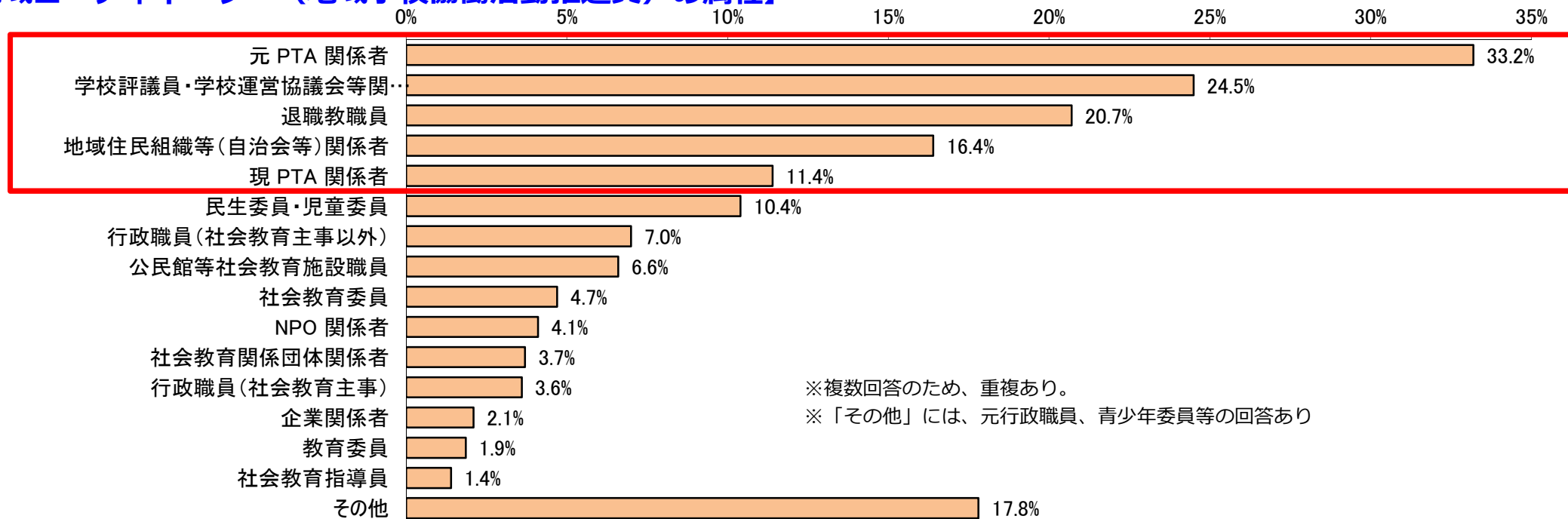




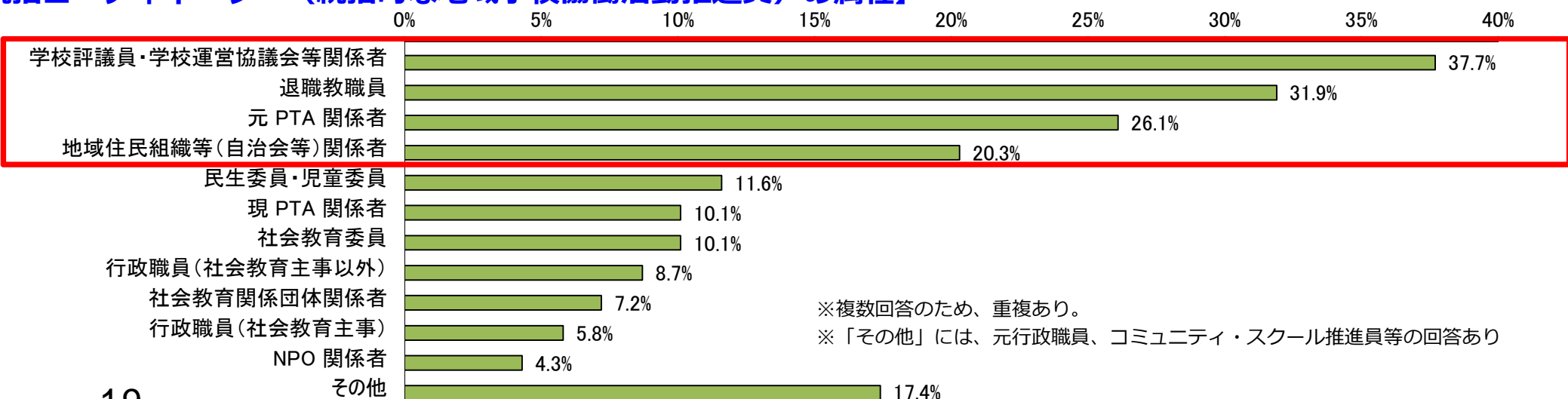
# 地域学校協働活動推進員等の属性

◆ 地域学校協働活動推進員等はPTA 関係者、退職教職員、地域住民組織等（自治会等）関係者などが多い

## 【地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の属性】



## 【統括コーディネーター（統括的な地域学校協働活動推進員）の属性】



# 放課後の生活を支えている施策について

# 放課後の生活を支えている施策(その1)

	放課後児童クラブ	放課後子供教室	児童館	プレイパーク
事業の目的、内容	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	放課後や週末等において、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長、年長者児童の育成・指導、子育て家庭への相談等	子どもが「やってみたい」ということを、なるべく何でも実現できるようめざした遊び場(公園等)。自然の中で体を使って、思いっきり遊べる。素材や道具を使い、子どもたちが場を作り変えていくことも含めて遊ぶことができる。常設されているプレーパークでは、中高生がイベントを企画するような機会もある。乳幼児から中高生まで、様々な子どもたちの遊びの場、居場所として機能している。また、乳幼児の保護者を中心とした地域の拠点や、子ども食堂的な役割として機能しているところもある。
設置場所 (実施場所)	学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設、児童館等	学校の余裕教室、公民館等	—	公園、教育施設等
設置状況	23,619か所(H28.5現在)	16,027教室(H28.10現在)	4,637か所(H28.10現在)	400団体以上が活動
設置及び運営(実施)主体	市町村、社会福祉法人等	都道府県、指定都市、中核市、市町村	都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等	市民団体やNPO法人等
設備と職員等	設備:遊び及び生活の場、静養するための区画 職員:放課後児童支援員2名以上	地域学校協働活動推進員等の地域住民	設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置	地域に暮らす住民たちが「世話人」もしくは運営者となって運営
予算関係	725.3億円の内数(H29)	64.3億円の内数(H29)	次世代育成支援対策施設整備交付金(66億円)の内数[補助率:定額(1/3相当)](H29) 運営費 平成24年度から地方交付税措置	—

※プレイパーク<sup>21</sup>については、有識者からの聞き取りを元に作成。

# 放課後の生活を支えている施策(その2)

	子どもの生活・学習支援事業 (居場所づくり)	子どもの学習支援事業	放課後等デイサービス事業	保育所等訪問事業
事業の目的、内容	ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う学習支援事業を実施。	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の ための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。	放課後児童クラブ等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。
設置(実施)場所	児童館、公民館、民家や母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定	公共施設、公民館、NPO施設、社会福祉施設等	放課後デイサービス事業所	放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの
設置(実施)状況	平成28年度からの事業であり、現在集計中。	1,277カ所(H28年度実績)	10,613カ所(H29.4現在)	379カ所(H29.4現在)
設置及び運営(実施)主体	都道府県、指定都市、中核市、市町村	福祉事務所設置自治体 ※自治体直営または委託	都道府県、指定都市、中核市	都道府県、指定都市、中核市
設備と職員等	設備:良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保 職員:地域の学生や教員OB等のボランティア等を支援員として配置	地域の実情に応じ設定	人員配置基準:児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、管理者 設備基準:指導訓練室には訓練に必要な機械器具等を備えること、その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること	人員配置基準:訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者 設備基準:専用の区画、その他指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること
予算関係	母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数(H29)	35億円(H29)	障害児入所給付費等負担金(1,778億円)の内数(H29)	障害児入所給付費等負担金(1,778億円)の内数(H29)

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

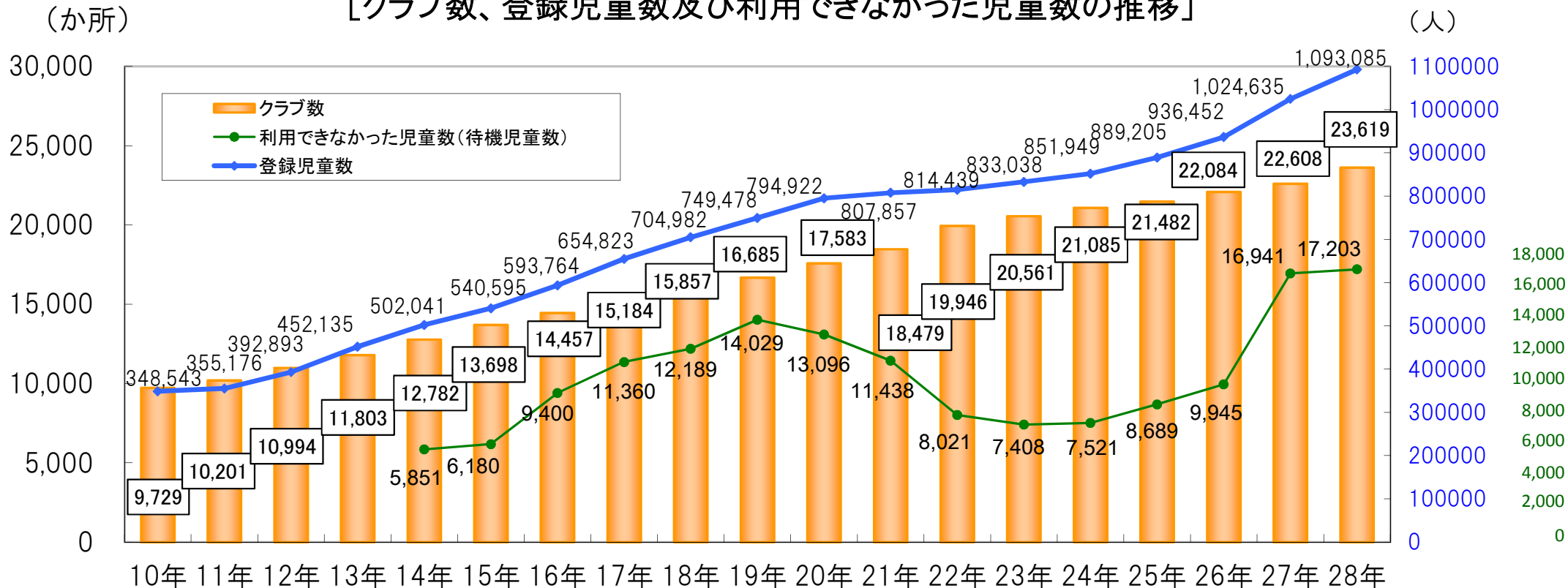
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

## 【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成28年5月現在) 【今後の展開】

- クラブ数 23,619か所  
(参考:全国の小学校19,655校)
- 支援の単位数 28,198単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,093,085人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,203人

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、  
・「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿確保を、平成30年度末に前倒して実施することを目指す。
- ・放課後児童支援員の処遇改善等を進める。

[クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



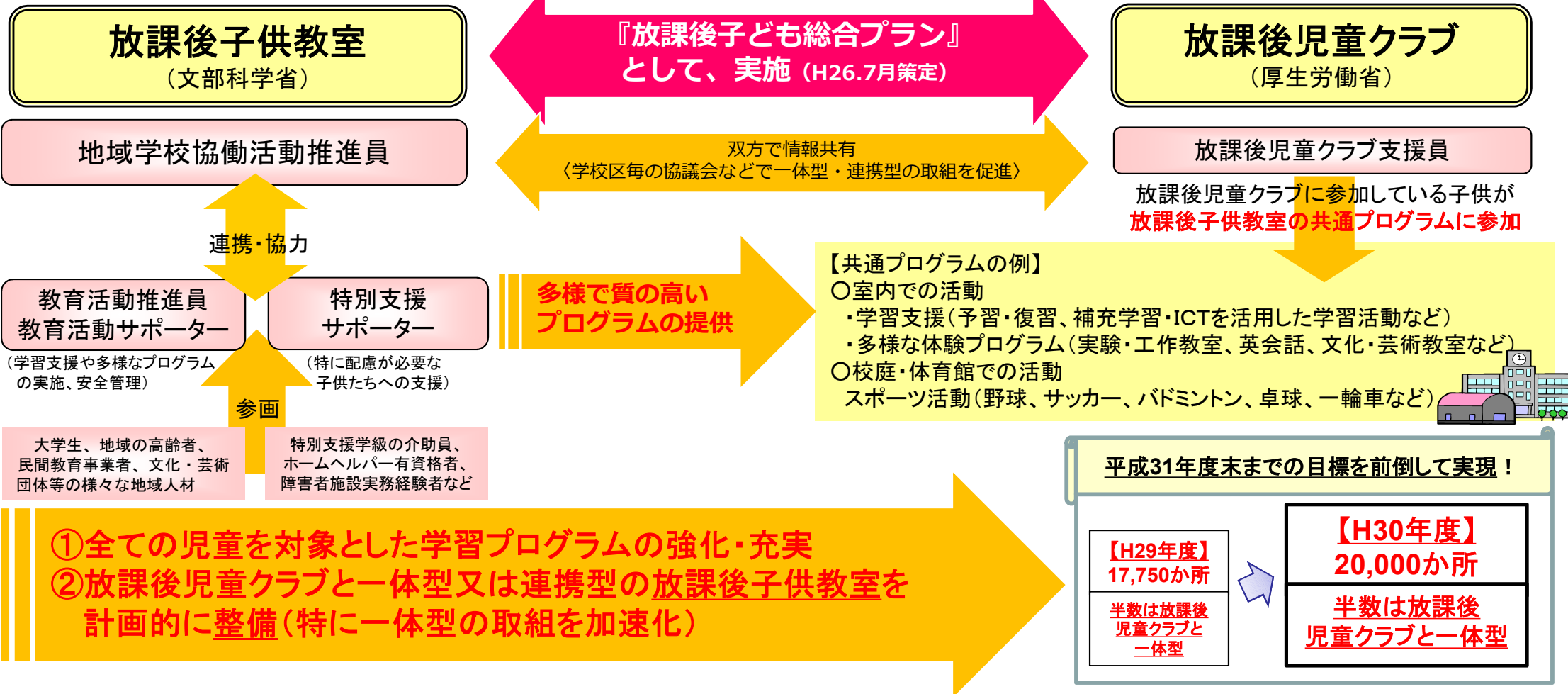
# 放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額:6,435百万円の内数)  
30年度要求額:7,443百万円の内数  
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進



## ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

## 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

- (3)少子化対策、子供・子育て支援 ②教育の再生  
・空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。



# 地域学校協働活動推進事業

(前年度予算額 6,435百万円)  
30年度要求額 7,443百万円

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進する。そのため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」の配置や機能強化により、「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、地域学校協働活動の基盤となる学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜日等の教育支援の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。



## 地域学校協働活動

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

土曜日等の活用

### 外部人材を活用した教育支援活動

16,600箇所

民間企業等の多様な経験や技能を持つ外部人材の活用により、土曜日や休日等の特色・魅力のある教育プログラムを充実

中学校におけるノ一部活動デーの受皿としても活用



児童の居場所

### 放課後子供教室

20,000箇所

地域住民等による小学校での放課後の学習支援、体験機会の提供及び居場所づくりを拡充。

放課後児童クラブとの一体型を中心とする放課後子ども総合プランの推進



### 地域未来塾

4,700箇所

地域住民の協力やICTの活用により、学習が遅れがちな中高生等の無料の学習支援を拡充。



中学校におけるノ一部活動デーの受皿としても活用

貧困対策

地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の配置拡充、人材の育成・確保（研修の充実、質の向上、ネットワーク化）を強化

- 地域ブランドづくり学習
- 防災学習
- 課外活動補助
- ふるさと発見学習
- 地域行事への参画 等

6,000箇所

C協働本部

### 統括的な地域学校協働活動推進員

(市町村レベル)

- ・未実施地域における取組実施を推進
- ・地域学校協働活動推進員間の調整
- ・地域学校協働活動推進員の資質や活動の質の向上



375人

### A 地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進



### 地域学校協働活動推進員

(学校区レベル)

- ・地域住民等や学校との連絡・調整
- ・地域学校協働活動の企画・推進等



20,000人

B協働本部

A協働本部

青少年

大人

保護者・PTA

企業

NPO

文化団体

高齢者

スポーツ団体

# 「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

## 取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H29予算	64.3億円の内数 (28予算額: 62.9億円の内数)	725.3億円 (28予算額: 574.8億円)
実施か所数 (クラブ児童数)	16,027か所 (平成28年10月) (一体型) 3,799カ所 (平成28年5月)	23,619か所 (1,093,085人) (平成28年5月)
実施場所	小学校 75.5%、その他 (公民館、中学校など) 24.5% (平成28年10月)	小学校 53.7%、その他 (児童館、公的施設など) 46.3% (平成28年5月)



## 今後の方向性

### 【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

### 「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

- 全小学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施

ニッポン一億総活躍プラン  
(平成28年6月2日閣議決定)  
【抜粋】

追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討



# 放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

- 文部科学省、厚生労働省の両省により平成28年3月末時点での「放課後子ども総合プラン」の進捗状況を調査

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型\*の実施箇所数は**3,549か所**

\*同一小学校内等で共通のプログラムを実施

(同一小学校内等で両事業を実施しているのは**5,219か所**)

⇒ **一体型の推進に向けて、文部科学省、厚生労働省の連携により、下記の取組を実施**

※調査の結果 (URL : <http://manabi-mirai.mext.go.jp/houkago/enforcement.html>)

## 【放課後子ども総合プラン (平成26年7月)】

平成31年度末までに、全小学校区 (約2万カ所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万カ所以上を**一体型**で実施することを目指す。

## 【ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定)】

全小学校区 (約2万カ所) で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち1万カ所以上を**一体的**に実施する。また、**取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒しして実現するための方策を検討する。**

**「放課後子ども総合プラン」、**「**ニッポン一億総活躍プラン**」に基づき、放課後子供教室と放課後児童クラブの**一体型**の推進を進めることにより、共働き家庭等の「**小1の壁**」を打破し、**次代を担う人材の育成を図る。**

# 放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

## 主な課題

(調査における一体型を進める上での課題に関する市町村の回答(複数選択))

### 【人材確保】

- 一体型を実施する人材の確保が困難：62.1%
- 国の財政支援が不十分：19.6%

## 課題解決に向けた取組 (●は継続的な取組、●は新規の取組)

- 放課後子供教室の教育活動推進員、教育活動サポーター等の配置の促進 (特に一体型に係る人材の配置を重点的に支援) (H29予算：文部科学省)
- 地域全体で子供の成長を支える「地域学校協働本部」の整備の推進及び地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの配置の促進により、地域人材の放課後子供教室への参加を促進 (H29予算：文部科学省)
- 放課後児童支援員等の資質向上・人材確保のための研修の推進 (H29予算：厚生労働省)
- 放課後児童クラブの運営費補助基準額の増額 (H29予算：厚生労働省)
- 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施 (H29予算：厚生労働省)
- 経験等に応じた職員の処遇改善の促進 (H29予算：厚生労働省)

### 【設備】

- 一体型を実施するための設備等が不十分：37.7%

- 一体型の放課後子供教室の設備 (パーティション、空調設備等) や共通プログラム充実のための備品 (ICT機器等) の整備を支援 (H28補正予算：文部科学省)
- 放課後児童クラブを実施するための既存施設の改修・設備の整備等の推進 (H29予算：厚生労働省)
- 放課後児童クラブにおけるICT化の推進 (H28補正予算：厚生労働省)

# 放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

## 主な課題

(調査における一体型を進める上での課題に関する市町村の回答(複数選択))

### 【場所】

- 小学校内に余裕教室等がない：  
47.0%

### 【連携】

- 教育委員会と福祉部局等、自治体内における両事業の理解、実施の場合の連絡調整が困難：29.3%
- 小学校の校長の理解を得るのが困難：6.8%

## 課題解決に向けた取組 (●は継続的な取組、●は新規の取組)

- 放課後児童クラブの創設整備等に係る補助基準額の上乗せに加えて待機児童が発生している場合等の補助率の嵩上げの実施  
(H28年予算より実施：厚生労働省)
- 文部科学省・厚生労働省共同で自治体説明会等を実施し、一体型の推進や学校施設等の有効活用について周知(文部科学省、厚生労働省)
- 放課後子供教室、放課後児童クラブ、学校関係者が参画する市町村毎、学校区毎の「協議会」を活用した学校施設等の活用の検討を自治体に呼び掛け(文部科学省、厚生労働省)  
※放課後児童クラブの小学校での実施箇所数、割合は、H26年5月11,653(52.8%)からH28年5月12,679(53.7%)に増加(厚労省調査)
- 「総合教育会議」を活用し、首長部局と教育委員会が一体型の推進等、総合的な放課後対策の在り方について検討することを促進(文部科学省、厚生労働省)  
※総合教育会議において、一体型の推進等、総合的な放課後対策について検討している市町村数は、H27年12月：130(7.6%)\*からH28年3月：236(13.6%)に増加  
\*文部科学省 新教育委員会制度への移行に関する調査
- 同一小学校内等で両事業を実施している学校(5,219か所)に対する共通プログラム実施に向けた働きかけを実施(文部科学省、厚生労働省)  
→ 一体型の放課後子供教室の共通プログラム充実のための設備備品(ICT機器等)整備(H28補正予算)を促進(文部科学省)
- 一体型の優良事例(共通プログラムの充実、学校施設等の有効活用、総合教育会議の活用等)を収集し、両省のHP等を通じて、広く周知(文部科学省、厚生労働省)
- 一体型の促進に係る課題の解決に向けて、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者を対象とする一体型推進フォーラム(仮称)を実施(文部科学省、厚生労働省)
- 放課後児童クラブ運営指針の解説書の作成(厚生労働省)

# 児童館の概要

## 1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

## 2. 設置状況

- 4,637か所 公営:2,681か所  
                  民営:1,956か所  
    <社会福祉施設等調査(平成28年10月1日現在)>

## 3. 設置及び運営主体

- 都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等

## 4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

## 5. 公的助成

- 施設整備費  
    ・平成29年度予算  
      次世代育成支援対策施設整備交付金(66億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]
- 運営費  
    平成24年度から地方交付税措置

## 6. 運営について

- 児童館ガイドライン  
    児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの(平成23年3月雇用均等・児童家庭局長通知)
- 児童館実践事例集  
    好事例を事例集としてとりまとめたもの(平成25年3月)

# プレーパークの概要について

- プレーパークは、子どもが「やってみたい」と思うことを、なるべく何でも実現できるようめざした遊び場(公園等)。たとえば、木登りや穴掘りや工作、水遊び・泥んこ遊び等もできる。自然の中で体を使って、思いっきり遊べる。
- 開園日には、プレーワーカーと呼ばれる大人がいる。  
プレーワーカー(プレーリーダー)の役割  
プレーワーカー = 「子どもが自由に遊べる場をつくること」
  - ・子どもがワクワクするような遊び場をデザイン
  - ・遊びに来る子どもの保護者など多くの人を巻き込んで遊具をつくったり
  - ・ケガの応急手当など、遊び場で起こるさまざまなトラブルにも対応
  - ・子どもの遊びを止めようとする大人に、子どもの気持ちを代弁したり、遊びの大切さを伝える役割
  - ・子どもと共に遊び、楽しさを共有することや、友人として彼らのそばに居ることで、言葉にならない気持ちを受け止め、時には親や先生には言えないことを話せる相手になる 等
- プレーパークは、地域に暮らす住民たちが「世話人」となって、運営している。

【特定非営利活動法人 プレイパークせたがやHPより】



# 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

## 目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

## 事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
  - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
  - ② 学習習慣の定着等の学習支援
  - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

## 実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等であって、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。  
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【29予算額】母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を計上。

### <実施場所>

児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ  
(学生・教員OB等)

### <支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供





小さめの家だからこそ、親しくなれる

## 池袋こども食堂



とっても助かっています。美味しいし、品数も多いし、野菜も種類がたくさんあって、毎回メニューが違っているいろいろなものが食べられるのが嬉しいです。何より、いろんな人と話ができるのが楽しい。いろいろな世代の人と話せます。「中学ってどうなんだろう」と不安がありますが、中学生の話聞くこともできるので、部活の様子などがわかり、自分の子どもについての不安がなくなります。子どもと一緒に友だちと会っても、あまり話をするのができないけれど、ここでは話ができるので、自分にとって本当に貴重な場所になっています。ここに来ると元気になれます。

／ (通ってくる小学生のお母さん)

### 住宅地にある普通の一軒家

薄暗くなってきた18時過ぎ、細い路地沿いにある一軒の家の前で、中学生くらいの女の子3人が自転車を停めたと思ったら、その中のひとりが「ここだよ」とささやく声が聞こえました。目立つ看板があ

るわけでも、にぎやかな声もれ聞こえるわけでもない普通の家。

「子どもたちが集まっているのかしら」と思いつつ訪ねると、玄関には数え切れないほどの靴が並んでいました。

### 台所と食卓の距離の近さに、良さがある

ここには、他の場所で行っている無料学習支援帰りの小中高の子どもたちが、お腹をすかせて集まってきています。

2階の和室では、ゲームやプロレスごっこに夢中になっている小学生たちも、机

に向かって辞書をひきつつ集中して勉強をしている高校生も、一緒の空間で過ごしています。

「子どもとたくさんお話できるのが嬉しい」とスタッフの人が言う通り、食卓と台所の距離が近くて、料理をつくりながら食事をしている人と話ができます。「柿の木のおばあちゃん家」と呼ばれる小さめの家が、親しくなる良さとなって活かされています。



### お腹いっぱいになって、みんなで同じものが食べられるから「鍋」や「ホットプレートでできるもの」

この日はチーズフォンデュ協会の食材・機材提供により「チーズフォンデュ」。

「お腹がいっぱいになって、みんなで同じものを食べられるといいな」と考え、「鍋」や「ホットプレートでできるもの」が定番メニューです。「家族が少なくなって、自宅にある大きなすし桶を使う機会がな

かったけれど、またここで使えるのは嬉しい」と、ちらし寿司に腕をふるうこともあるそうです。





## 貧困を可視化することで、 共感し応援する人が増えていきます

「子どもの貧困は見えにくいので、あえて可視化しました」と、池袋こども食堂を主催するNPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長の栗林知絵子さんは言います。テレビの取材に応じるのも可視化のひとつ。「ここに来ることで人とのつながりでき、ちょっと楽になったから、同じく苦しんでいる人がいるなら力になりたい」と、テレビに出て自分の体験を語ってくれた親子もいます。それを見て、共感し応援してくれる人が出てきます。



ボランティアをしてくれる人、お金や食材を寄付してくれる人、また、子どもの大学進学を資金を応援してくれる人も出てきました。応援を受けた子どもも学校を卒業し、幼稚園の先生になるまでに成長しました。

## 「困っている」「助けて」と言えない子どもと 親の声を代弁したい

栗林さんは、全国ツアー実行委員会の代表もされています。全国にまでおせっかいにいくパワーはすごいです。「子どもの貧困」は見えにくい、見た目には分からないことが多いのです。でも、話をしているとさまざまな状況が見えてきます。こども食堂で出会うことで、地域とつながり具体的にサポートできます。話を聴くこともサポートのひとつですし、何か足りないものがあれば、地域のネットワークに呼びかけると家の中に

眠っている物が出てきます。必要に応じて弁護士やソーシャルワーカーなど専門家につないだり、行政の相談窓口にも同行することもできます。こども食堂で「困っている」「助けて」と言えない子どもや親の声をキャッチして代弁していくことが大事だと、栗林さんは熱く語りま



全国ツアー  
実行委員会の  
代表もされています

NPO代表の  
栗林さん

## 池袋こども食堂

運営主体 NPO法人 豊島子ども  
WAKUWAKUネットワーク

HP <http://toshimawakuwaku.com>

活動  
情報

開催日時:第1・3木曜日 17:30~20:00

開催場所:東京都豊島区池袋 柿の木のおばあちゃん家

場所の特徴:住宅地にある一軒家

参加費:子ども無料 大人300円

スタッフ:7~8人、無償ボランティア

PR

活動PR:はじめは、NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク主催の学習支援に来ている子どもが参加。家の大きさに限りがあるので広くPRはしていないが、通って来ている子どもたちが友だちを誘うなどの口コミで広がっている

スタッフ募集方法:口コミ、テレビや取材記事を見た人など

運営に  
ついて

運営方法:終了後、反省をしながら次回のメニューを決める  
地域ネットワーク、専門家の関わりなど:

NPO法人として「豊島区内子ども食堂ネットワーク(区と連携)」「としま子ども学習支援ネットワーク(豊島区内の無料学習支援ネットワーク、社会福祉協議会と連携)」に参加する他、地元の児童館、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー、弁護士などのネットワークもある

資金:NPO法人会費、寄付金、食材の寄付、子どもゆめ基金助成金(独立行政法人国立青少年教育振興機構)、フードバンクの支援あり

保険など:食品衛生責任者がいる、保険に加入(食中毒などにも対応)

アレルギー対応:新しく来た子どもには、アレルギーについて聞いている

その他:地域のきめ細かいネットワークがあり、問題がおきたらなんでもみんなで相談できる体制がある

団体  
活動  
紹介

こども食堂(池袋こども食堂を入れて4ヶ所)、無料学習支援(3ヶ所)、池袋本町プレーパークなどの運営をしている



# 子どもの学習支援事業について

## 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組、平成29年度においては教育機関との連携を強化。

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## <子どもの課題とその対応>

### 学習面

- 高校進学のための学習希望
- 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

#### 学習支援・進路相談

- 日々の学習習慣づけ、高校進学支援
- 進路を考えるきっかけづくり

#### 高校中退防止の取組

- 定期面談等によるきめ細かなフォロー
- 定時制高校等の選択肢の情報提供等

### 生活面

- 家庭に居場所がない
- 生活習慣や社会性が身につけていない

#### 家庭訪問の取組

- 集合型に出てこられない子どもへの早期アプローチ
- 家庭状況の確認と改善
- 親への養育支援等へつなげる

#### 居場所づくり・日常生活支援

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成支援

## <家庭の課題とその対応>

### 親の養育

- 子の養育についての知識・関心の薄さ

#### 親への養育支援

- 公的支援等の情報提供
- 子どもの将来を考えるきっかけづくり

### 世帯の状態

- 家庭が困窮状態にある

#### 世帯全体の支援

- 自立相談支援事業との連携

子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



# 放課後等デイサービスの概要

## ○ 事業の概要

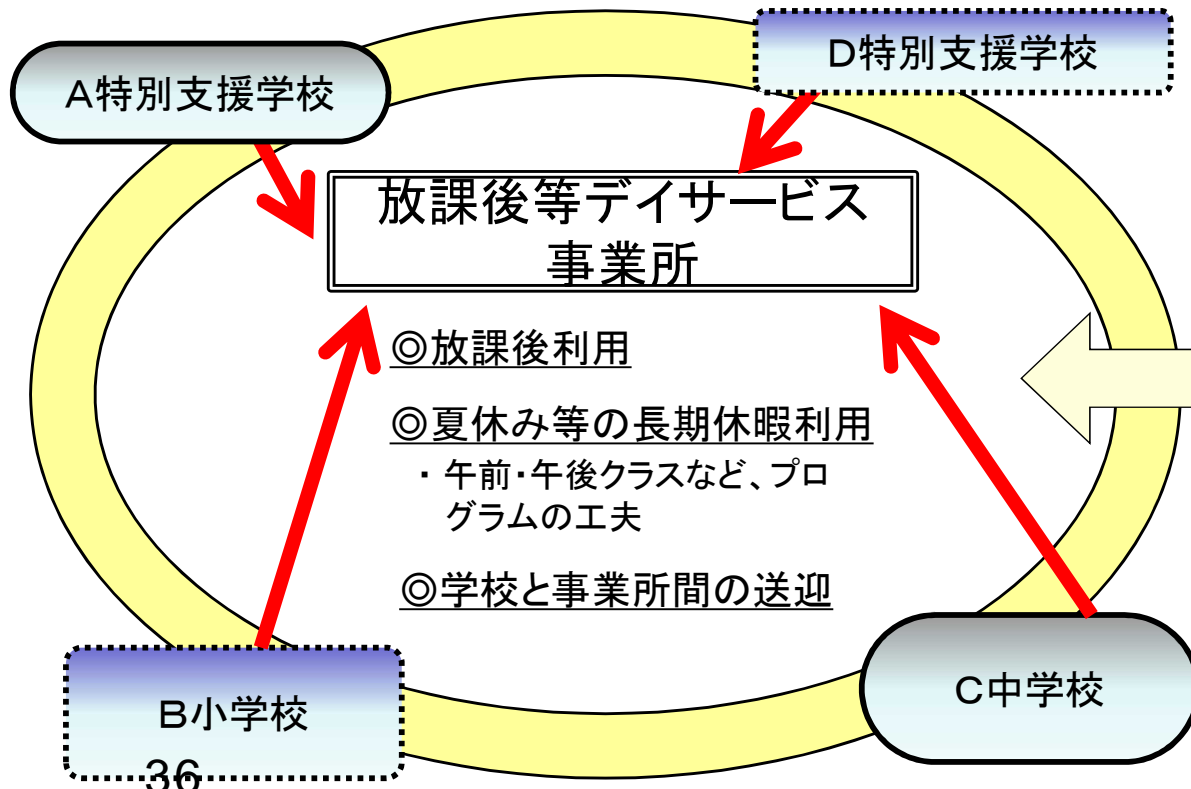
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

## ○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児  
(\*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

## ○ 利用定員

10人以上



## ○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
  - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
  - ② 創作的活動、作業活動
  - ③ 地域交流の機会の提供
  - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

# 保育所等訪問支援の概要

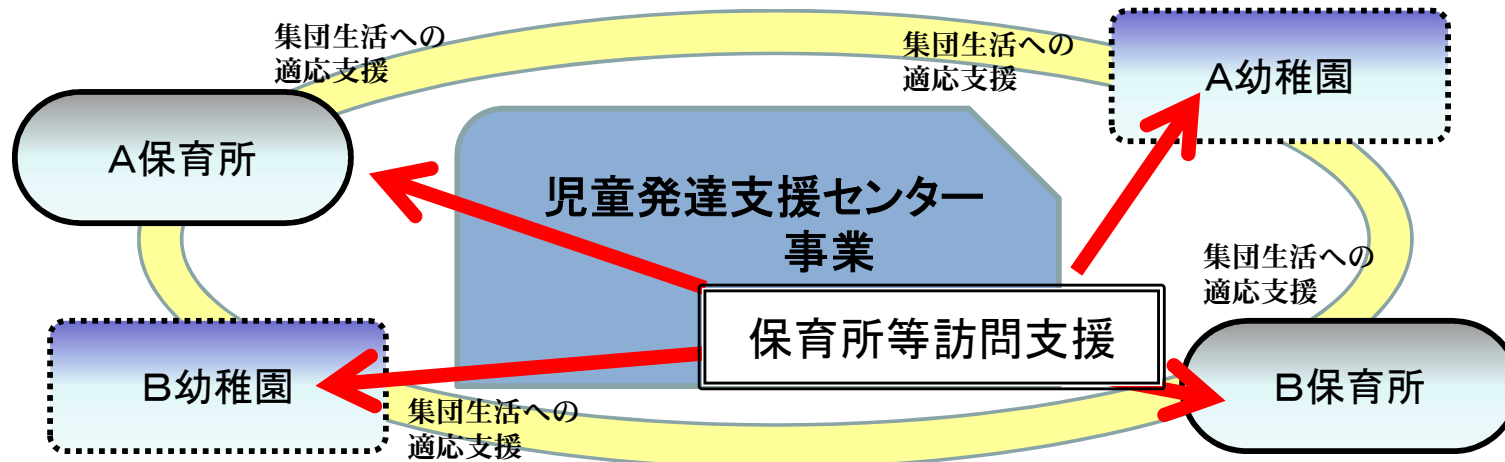
## ○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

## ○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児  
\*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断  
\*発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



## ○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

## ○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等  
〔①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)  
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)〕
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。



## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【抜粋】

\* 各年5月1日現在の総務課少子化総合対策室調査

設置・運営主体別クラブ数の状況

区分	平成 28 年	平成 27 年	増減
公立公営	8,735 (37.0%)	8,631 (38.2%)	104
公立民営 (合計)	10,589 (44.8%)	9,865 (43.6%)	724
社会福祉法人	3,342 (14.1%)	3,124 (13.8%)	218
民法 34 条法人	887 (3.8%)	819 (3.6%)	68
NPO 法人	1,347 (5.7%)	1,165 (5.2%)	182
運営委員会・保護者会	3,694 (15.6%)	3,555 (15.7%)	139
任意団体	297 (1.3%)	290 (1.3%)	7
株式会社	724 (3.1%)	525 (2.3%)	199
学校法人	175 (0.7%)	172 (0.8%)	3
その他	123 (0.5%)	215 (1.0%)	▲92
民立民営 (合計)	4,295 (18.2%)	4,112 (18.2%)	183
社会福祉法人	1,393 (5.9%)	1,333 (5.9%)	60
民法 34 条法人	139 (0.6%)	87 (0.4%)	52
NPO 法人	629 (2.7%)	576 (2.5%)	53
運営委員会・保護者会	1,391 (5.9%)	1,444 (6.4%)	▲53
任意団体	59 (0.2%)	50 (0.2%)	9
株式会社	170 (0.7%)	115 (0.5%)	55
学校法人	205 (0.9%)	186 (0.8%)	19
その他	309 (1.3%)	321 (1.4%)	▲12
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

実施場所別クラブ数の状況

実施場所	平成 28 年	平成 27 年	増減
小学校	12,679 (53.7%)	12,011 (53.1%)	668
学校の余裕教室	6,918 (29.3%)	6,604 (29.2%)	314
学校敷地内専用施設	5,761 (24.4%)	5,407 (23.9%)	354
児童館・児童センター	2,637 (11.2%)	2,672 (11.8%)	▲35
公的施設利用	1,624 (6.9%)	1,684 (7.4%)	▲60
民家・アパート	1,271 (5.4%)	1,226 (5.4%)	45
保育所	882 (3.7%)	960 (4.2%)	▲78
公有地専用施設	1,662 (7.0%)	1,550 (6.9%)	112
民有地専用施設	1,344 (5.7%)	1,152 (5.1%)	192
幼稚園	339 (1.4%)	388 (1.7%)	▲49
団地集会室	107 (0.5%)	117 (0.5%)	▲10
商店街空き店舗	413 (1.7%)	279 (1.2%)	134
認定こども園	238 (1.0%)	155 (0.7%)	83
その他	423 (1.8%)	414 (1.8%)	9
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

放課後子供教室との連携の状況

実施状況	平成 28 年	平成 27 年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	11,181 (47.3%)	10,143 (44.9%)	1,038
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	6,949 (29.4%)	6,233 (27.6%)	716
うち同一小学校区内で実施	3,799 (30.0%)	3,609 (30.0%)	190
学校の余裕教室	2,103 (16.6%)	2,002 (16.7%)	101
学校敷地内専用施設	1,696 (13.4%)	1,607 (13.4%)	89

(か所)

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校区内で実施」における、( )内は、学校内で実施するクラブ数(28年:12,679、27年:12,011)に対する割合である。

# 130 都道府県別・学校種別 公立学校開放状況：屋外運動場

都道府県	総数			小学校			中学校			高等学校等			
	施設保有 校数	施設開放 校数	開放率 (%)	施設保有 校数	施設開放 校数	開放率 (%)	施設保有 校数	施設開放 校数	開放率 (%)	施設保有 校数	施設開放 校数	開放率 (%)	
総	30,062	23,625	78.6	17,669	15,702	88.9	8,052	6,013	74.7	4,341	1,910	44.0	
海	北	1,360	494	36.3	698	358	51.3	361	136	37.7	301	25	8.3
	青	376	227	60.4	204	158	77.5	107	69	64.5	65	1	1.5
	岩	523	412	78.8	312	288	92.3	139	124	89.2	72	8	11.1
	宮	607	471	77.6	333	327	98.2	154	144	93.5	120	36	30.0
	野	323	190	58.8	185	153	82.7	70	37	52.9	68	10	14.7
	山	388	323	83.2	243	237	97.5	91	86	94.5	54	22	40.7
	福	747	542	72.6	424	384	90.6	200	158	79.0	123	26	21.1
	茨	837	554	66.2	506	444	87.7	191	110	57.6	140	52	37.1
	栃	596	373	62.6	359	268	74.7	152	105	69.1	85	29	34.1
	群	552	437	79.2	316	293	92.7	159	144	90.6	77	24	31.2
奈	埼	1,177	903	76.7	652	649	99.5	337	254	75.4	188	134	71.3
	千	1,189	836	70.3	705	648	91.9	332	188	56.6	152	40	26.3
	東	2,129	1,725	81.0	1,265	1,220	96.4	610	505	82.8	254	156	61.4
	神	1,356	1,016	74.9	797	765	96.0	378	251	66.4	181	105	58.0
	新	768	543	70.7	441	418	94.8	205	125	61.0	122	26	21.3
	富	285	212	74.4	195	169	86.7	59	43	72.9	31	28	90.3
	石	276	139	50.4	162	95	58.6	61	44	72.1	53	27	50.9
	福	303	182	60.1	193	136	70.5	69	46	66.7	41	14	34.1
	山	286	214	74.8	171	156	91.2	78	58	74.4	37	18	48.6
	長	575	424	73.7	322	293	91.0	159	131	82.4	94	33	35.1
岐	静	607	463	76.3	358	311	86.9	176	152	86.4	73	22	30.1
	静	871	703	80.7	501	466	93.0	258	237	91.9	112	82	73.2
	愛	1,539	1,019	66.2	913	727	79.6	393	292	74.3	233	104	44.6
	三	555	427	76.9	349	330	94.6	141	97	68.8	65	52	80.0
	滋	359	247	68.8	201	197	98.0	87	50	57.5	71	21	29.6
	京	583	460	78.9	351	345	98.3	154	115	74.7	78	46	59.0
	大	1,575	1,280	81.3	939	917	97.7	430	363	84.4	206	154	74.8
	兵	1,117	779	69.7	716	653	91.2	264	126	47.7	137	91	66.4
	奈	318	260	81.8	189	188	99.5	84	72	85.7	45	42	93.3
	和	372	238	64.0	224	183	81.7	97	55	56.7	51	25	49.0
歌	鳥	186	159	85.5	122	122	100.0	37	37	100.0	27	12	44.4
	岡	296	242	81.8	171	169	98.8	75	73	97.3	50	37	74.0
	岡	538	450	83.6	344	334	97.1	139	116	83.5	55	10	18.2
	広	699	522	74.7	381	351	92.1	185	171	92.4	133	26	19.5
	山	517	389	75.2	297	272	91.6	147	117	79.6	73	52	71.2
	徳	263	169	64.3	156	121	77.6	62	48	77.4	45	14	31.1
	香	282	192	68.1	169	158	93.5	65	34	52.3	48	10	20.8
	愛	433	281	64.9	255	186	72.9	117	95	81.2	61	58	95.1
	高	299	171	57.2	170	117	68.8	77	54	70.1	52	23	44.2
	福	1,032	891	86.3	675	662	98.1	304	229	75.3	53	35	66.0
児	佐	269	195	72.5	144	140	97.2	74	55	74.3	51	29	56.9
	長	536	349	65.1	316	215	68.0	153	134	87.6	67	63	94.0
	熊	498	402	80.7	276	266	96.4	141	136	96.5	81	40	49.4
	大	361	322	89.2	233	222	95.3	111	100	90.1	17	15	88.2
	宮	322	204	63.4	172	138	80.2	97	66	68.0	53	7	13.2
	鹿	668	539	80.7	409	373	91.2	185	166	89.7	74	26	35.1
	神	314	145	46.2	155	80	51.6	87	65	74.7	72	-	-

## 日本の子どもの放課後

野中 賢治

(項目)

- 1、放課後と子どもの成長との関わり
- 2、6歳から9歳ころまでの子どもの成長
- 3、母親が働くことと子どもの気持ち
- 4、子どもの生活時間と放課後のサポート
- 5、子育てと「公」「私」の文化

### 1、 「放課後と子どもの成長」

放課後という言葉は、文字通りに考えますと課業から解放された後ということですが。本来、子どもにとって放課後は、自らの体験を通じて、家庭や学校で大人たちから教えられた価値観や生活の知恵を選び取り取ったり醸成させたりするとともに、新しいことを発見したり創り出したりもする時間・空間です。

子どもが育つためには、それぞれが自分に相応しいやり方でこのような体験をくぐる事が欠かせない大切なことです。

特に、社会性やコミュニケーション能力の発達にとって大切な他者認識は、主に友達と遊んだりけんかをしたりする子ども同士の関係の中で培われていきます。

十数年前、『人生にとって必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ』（注）というエッセイがアメリカでベストセラーになりました。知恵はあっても知恵や知性がない人達が多くなったことへの反省がアメリカ社会の中にもあったのでしょうか。これは日本の社会も同じです。

働く家庭の子ども達にとって、放課後は学習塾やお稽古ごとなどの課業で時間をつないで置けばよいものではなく、子ども同士の多様なかわりの中で、人として生きていくための知恵を身に付けていく大切な時間・空間だと思います。

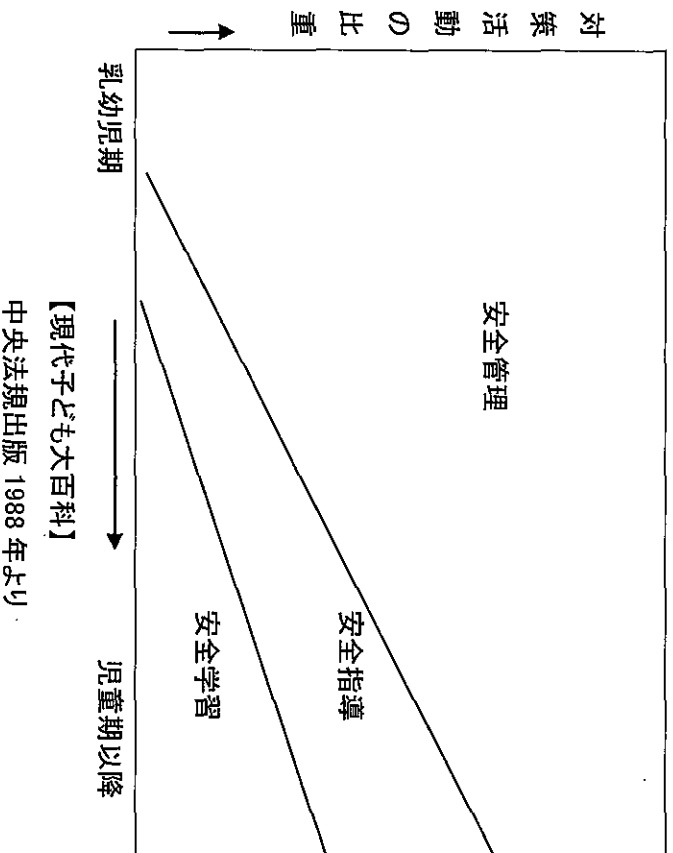
(注) 『人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ』 R・フルガム、河出書房新社



## 2、6歳から9歳ころまでの子どもの成長

### ① 「子どもの安全への対応能力の発達と保護（安全管理）、習得・学習とのかかわり」

発達に応じた事故防止の比重



\* 6歳～9歳の子どもは、身体的な能力も含めてまだ自分では自己の安全を確保するすべを十分に身につけてはいけません。大人の保護の下で、習得・学習していくことが求められる時期です。

\* 6歳～9歳の子どもは理性よりも情動的な面での発達の系の方が強く現れる時期なので、好奇心や興味が先に立って行動することが多くあります。同じ失敗を繰り返し怪我や事故などの危険に遭遇したりする割合は見た目よりも多くあるのです。

② 「コミュニケーションの基礎としての子どもの他者理解と交渉方略の発達」について一般的には、6歳ころから大人や兄弟等の上下関係より友達同士の間接な関係に関心が移行し、それに伴って他児を自分と同じように認め、尊重できるようになるということがいわれますが、これは自然発生的にだれでもがそうなることではないということが以下の表からお分かりいただけると思います。

相手を認めたり仲良く遊んだりする事は、拒絶されたり受け入れられたりの試行錯誤の経験を通じて納得しながら体得していくものです。

2ヶ月ほど前（平成17年10月）、文部科学省が「情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会」の報告書を発表しましたが、この中でも、「前頭連合野が、コミュニケーション機能、意志、意欲、記憶、注意など、人間にとって非常に重要な高次の機能を担っており、この機能が、子どもたちの健やかな発達に重要な役割を果たしている」「前頭連合野の感受性期（臨界期）＝一番発達する時期（野中）＝は、シナプス増減の推移から推論すると、8歳くらいがピークで、20歳くらいまで続くと思われ、その時期に、社会関係をきちんと教育学習することが大切である」と述べられています。

子どもの友達概念の発達

友達関係の中での発達(水平の関係)		大人と子どもとの関係の中での発達(垂直の関係)
年齢(参考)	他者理解 (social perspective taking)	交渉方略(negotiation strategies)
第一段階	母子一体(自己愛に基づいて周りを見ている)	養育者や仲間との間で、対人的発達の基礎を醸成させる段階
第二段階	自分の視点と他者の視点を分化できない(遊びの場面では、自分の気持ちだけで相手に対応する自己中心的な視点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内省的でない衝動的な力を用いる(叩く・押す・取る等)</li> <li>内省的でない撤退や服従をする(身体的衝動的方略)</li> </ul>
第三段階	自他の視点を同時にそれぞれひとつづつなら考慮できる(相手を自分の遊びを楽しくするための助手のように対応する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一方的命令を故意に用いる(よこせ・貸せ・自分のだと主張する等)</li> <li>「意思のない」服従をする(言いなりになる)</li> </ul>
第四段階	自他の視点を同時に考慮できる(相手の気持ちを確認したり違いを理解したりできる。お互いを尊重できるようになる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手の心を変えるのに心理的影響を意識的に用いる(説明する、説得する等)</li> <li>相手の願望に意識的に従順に従う</li> </ul>
参考	<p>他者理解の中にお互いのパーソナリティの共通性を含めるようになる</p> <p>* 他者についての理解や認知の仕方は、実際の対人関係と不可分に結びついている。他者理解と交渉方略の関係は深い。</p> <p>* 垂直の関係と水平の関係の発達は、初めのうちはそれぞれが相対的に独立して発達するので、それぞれの場面を見ないと大人にはわからないことが多い。</p> <p>* 他者理解の発達は、発達課題としては、6歳頃には第四段階にはいっていることが望まれているが、近年、この他者理解の面での子どもの発達の遅れやゆがみが目立っている。</p> <p>* 感情表現のスキルは、言葉で教える(学習する)ということより身近な大人や周りの子どもたちとの体験から体得していくことが中心になる。</p>	<p>自己と他者の願望を共同的に変化(一致)させるために自己双方の内省を求められるようになる</p> <p>大人と子どもとの関係の中での他者理解を正常に発達させるためには、大人は、支配—服従の関係ではなく、信頼に基づく関係を築くことが望まれる。</p> <p>(作成 野中)</p>

\* 他者認識、垂直・水平の関係＝『児童期の正常と異常』(アンナ・フロイト著作集9、岩崎学術出版社1981) 『発達臨床心理学』(川端啓之ほか、ナカニシヤ出版社1995)他参照

\* 交渉方略＝『Making a Friend in Youth :Developmental Theory and Pair Therapy』(R.L.Selman 1990 『ペア・セラピー』大西文行訳、北大路書房1996) 『発達心理学』(武藤隆他、岩波書店1995)他参照

③ 知的発達に遅れないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合」について

この資料は、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」（文部科学省の平成14年の調査結果）ですが、この調査では、知的発達に遅れないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、ですが、6.3%という数字が出ております。

40人学級では2～3人ということですから、どの学級にも在籍している可能性がある。つまり、どの放課後児童クラブ（学童保育）にも在籍している可能性がある、生活塾を行う場合でも何人かに一人は含まれる可能性がある、ということになります。

一般に発達障害児と呼ばれる「LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群などの障害を持った子どもは、社会性の面で言えば、共通して、「他者の心を読む」ことや「自分の行動がほかの人にどのような影響を与えているかについての意識」が苦手であったり、「ほかの子どもが直感的に身につけている社会的（伝統や文化と結びついたしきたりなど）」や「場の雰囲気を読む」ことなどが苦手だったりします。

過去の子育ての経験だけでは有効に対応できないケースが増えている、子育てをするには大人自身が子どもの抱えている困難の様相とそれへの有効な対応のスキルを身につけていく必要が生まれている、ということだと思います。

経験から申しますと、私は、これらの困難を抱えた子どもへの対応のスキルは、そのほかの子どもたちにも有効である場合が多いという印象を持っています。特に複数の子どもを預かる場合には、子ども同士のトラブルの形でこのような困難が表に表れるケースが多くなりますので、多少なりとも、今日の子どもの発達的な特徴は、知っておくことが必要かと思えます。

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果から、「知的発達に遅れないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合」について

【小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）】（平成16年1月 文部科学省）（3）全国調査の実態 より

平成14年2月から3月にかけて文部科学省が調査研究会に委嘱して実施された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果によると、知的発達に遅れないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.3%であることが明らかになりました。

このうち、次の図のように学習面で著しい困難を示す児童生徒の割合が4.5%、行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が2.9%、学習面と行動面ともに著しい困難を示す児童生徒の割合が1.2%でした。

この6.3%という数値から、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が40人学級では2～3人、30人学級では1～2人在籍している可能性があり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が「どの学級にも在籍している可能性がある」という意識をもつことが大切です。



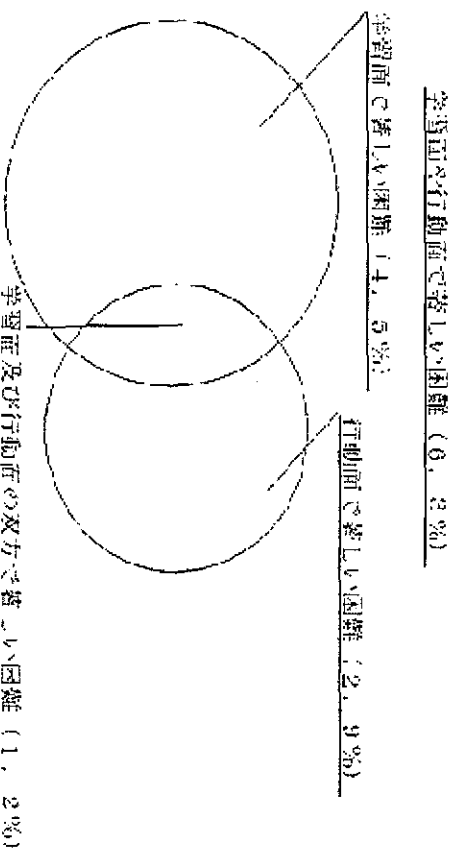


図 知的発達に遅れないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合

なお、この調査は、担任教師による回答に基づくもので、LDの専門家チームによる判断や医師による診断によるものではないので、その結果が、LD, ADHD, 高機能自閉症の児童生徒の割合を示すものではないことに注意する必要があります。

また、この調査では、A (「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」に著しい困難を示す)、B (「不注意」または「多動性-衝動性」の問題を著しく示す)、C (「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す)の割合を算出しています。それによると、下図のようにAが4.5%、Bが2.5%、Cが0.8%でした。それぞれの数値には、該当領域のみで困難を示しているケースと、該当領域に加え、他領域にも困難さのあるケースが含まれています。この結果から、各々の領域のみで困難を示しているケースがある一方で、2つの領域、さらには3つの領域での困難さのあるケースがあります。

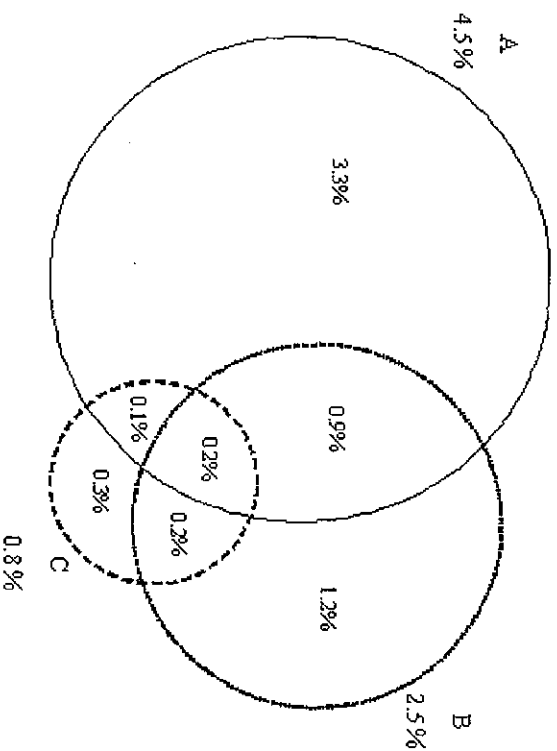


図 知的発達に遅れないものの学習面や行動面の各領域で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合

### 3、母親が働くことと子どもの気持ち

① 6歳～8歳ころまでの子どもは、「母親が自分に対してどのようなにかかわるか、あるいは自分が母親をどのようなときに必要としているか」ということより、「(近くに)いる、いない」ということのほうが中心になっています。母親がいないことを「さびしい」「不安」と感じる情緒的な受け止めが大きな比重を占めています。

\*これは、ほかの大人に対しても同様で、この時期には、「身近に安心して頼れる大人がいるかいないか」ということが大きな比重を占めます。

② 年齢が上がるにしたがって(9歳～10歳)、子どもは、「自分はどのような時に母親を必要としているか」「自分が必要とする時に母親はどこにいるか(どのように振舞うか)」ということに比重が移っていきます。この時期には、母親自身の過ごし方(働くこと自体、自分へのかかわり)への関心も成長し始めます。

\*この時期になると、子どもは自分が必要とするとき以外は、母親は自分の傍にいないくてもよいと思う気持ちに変化することが多くなります。これは、他の大人にも同様で、自分たちだけで何かを行おうとするときには、大人を拒むケースが増えてきます。

③ 10歳は、一般的には思春期を前にした安定期といわれ、一時的に大人とのかかわりや子ども同士のかかわりにも協調性を示し、使い分けられることが指摘されています。実際には、この移行期に失敗し内面的に不安定になる子どもも増えてきています。

以上のことから、母親の働く家庭の子どもにたいしては、低学年のうちには、親も放課後を預かる大人も、その子どもが感ずる様々な感情・気持ちに気付くこと、その事を見守ったり・その気持ちを表現できるように援助したり、ときには励ましたりしながら、適切な援助をしていくことが望まれます。たとえば、留守番をするということについても、それが夕方の短い時間であっても、誰にも言えない不安と寂しさを抱えて留守番を強いられるのではなく、その気持ちを受け止めもらいながら「留守番が出来た」ことを喜びあえる関係をつくり、やがては母親が働くことの意味を積極的に考えられるように支えていくというような、丁寧な関わりが求められます。

### 4、子どもの生活時間と放課後のサポート

昔から「寝る子は育つ」といわれているように、6歳から9歳くらいまでの子どもにとっても、本来は9時間から10時間くらい睡眠時間が必要ですが、子どもの睡眠時間は、近年特に減ってきていることが指摘されています。これは決して好ましいことではないと思います。

保育園の時代には、母親の働く時間を優先した子どもの生活時間の組み立てが多く見られますが、小学校に通うようになると、起床時刻が決められてくるなど、学校を中心に作られるようになりますので、就寝時刻が遅くなればそれだけ睡眠時間が減ってきます。

前回、普光院さんのお話にもありましたように、本来は、親子が夕食を一緒にできるような生活時間を働く母親にも保障することのほうが、健全育成の本旨にそうと考えます。

放課後児童クラブ(学童保育)や生活塾を考える場合、母親の就労時間だけを目安にする傾向がありますが、子どもの健全な成長との関わりも視野に入れてほしいと思います。

一般的な放課後対策は、子どもにとって通常の生活時間を大きく崩すことになるような

時刻まで行なうのは避けるべきです。それより遅い時刻までのサポートが必要な場合は、一般的な放課後対策とは区分して、それなりの体制と条件を付して行う必要があると思います。生活塾を一般的な放課後対策として行うのであれば、学童保育後のサポートを行なうと考えると、食事や宿題などのケアを含めることを条件にしても遅くとも夜8時くらいまでが限度ではないかと思えます。

## 5、子育てと「公」「私」の文化

私が仕事中に相談を受けたケースの中には、親しい親同士で子どもを預かりあう場合にも、おもちやの使い方や食事のマナー、双方の時間感覚の違いなどからトラブルになったケースがたくさんあります。

初めのうちは受け入れ側が我慢していて、そのうち「いつたいあの家庭はどうなっているんだろう」という気持ちになって相談に来るケースが多いのですが、反対の場合もあります。お互いの家庭の文化の違いといってもいいと思います。

個々の家庭の中は、日本の場合、「私」の領域です。日本では、「私」の領域を他者に公開したり「公的」に活用したりする習慣・文化は根付いていないと思います。

他人の「私」の領域に踏み込む場合に、大人は一般的にはその場の雰囲気を読むことができますので、合わせることもできるのですが、6歳～9歳ころの子どもは、最初に述べたようにまだ相手の気持ちや雰囲気を読むということが成熟していませんから、たくさんトラブルが起きます。このようなことが自然にできるようになるのは、10歳から12歳ころからです。

家庭で預かる場合には、はじめに「お互いが自分の家庭の習慣・文化（子どもへの対応の仕方や家庭の生活時間のことなど）をきちんと伝え合ってお互いが理解できる範囲で預かりあうということが必要だと思います。

預かる側の課題としては、成人男性（特に50歳代以上は）この「家庭の中は私の領域」という意識が強いということが挙げられます。定年後、子どもの仕事をしたいという男性に何人か聞いてみたのですが、みんな、「外（公的な場）に出て子どもと関わる」というイメージしがなく、自宅で他人の子どもを預かるということをイメージした人はほとんどいませんでした。

それと、これは残念なことですが、私的な領域でのモラルがあまり高くない場合があるという実態があります。児童クラブ（学童保育）に預ける際に父親が「うちの子はいうことを聞かないのでびびびしたいたいてください」などというケースはたくさんあります。家庭内での親の子どもに対する体罰は、日本の社会ではまだまだ沢山あると思います。

また、ボランティアに來た成人男性が自宅に子どもを誘って性的ないたずらをしたりするというケースもあります。ほとんどの場合、示談で済ませてしまうので、あまり表に出できませんが、軽視できないことです。

女の子のいる母親に、「成人男性だけが自宅で子どもを預かる場合に、お宅のお子さんを預けますか？」という質問をしてみたら、ほとんどが『ノー』か『迷う』の応えでした。

「私」の場である家庭で子どもを預かる際には、預かる側の倫理のハードルを高くして、万が一にもこのような面でのトラブルが起きないように十二分な手立てを講じる必要があると思います。



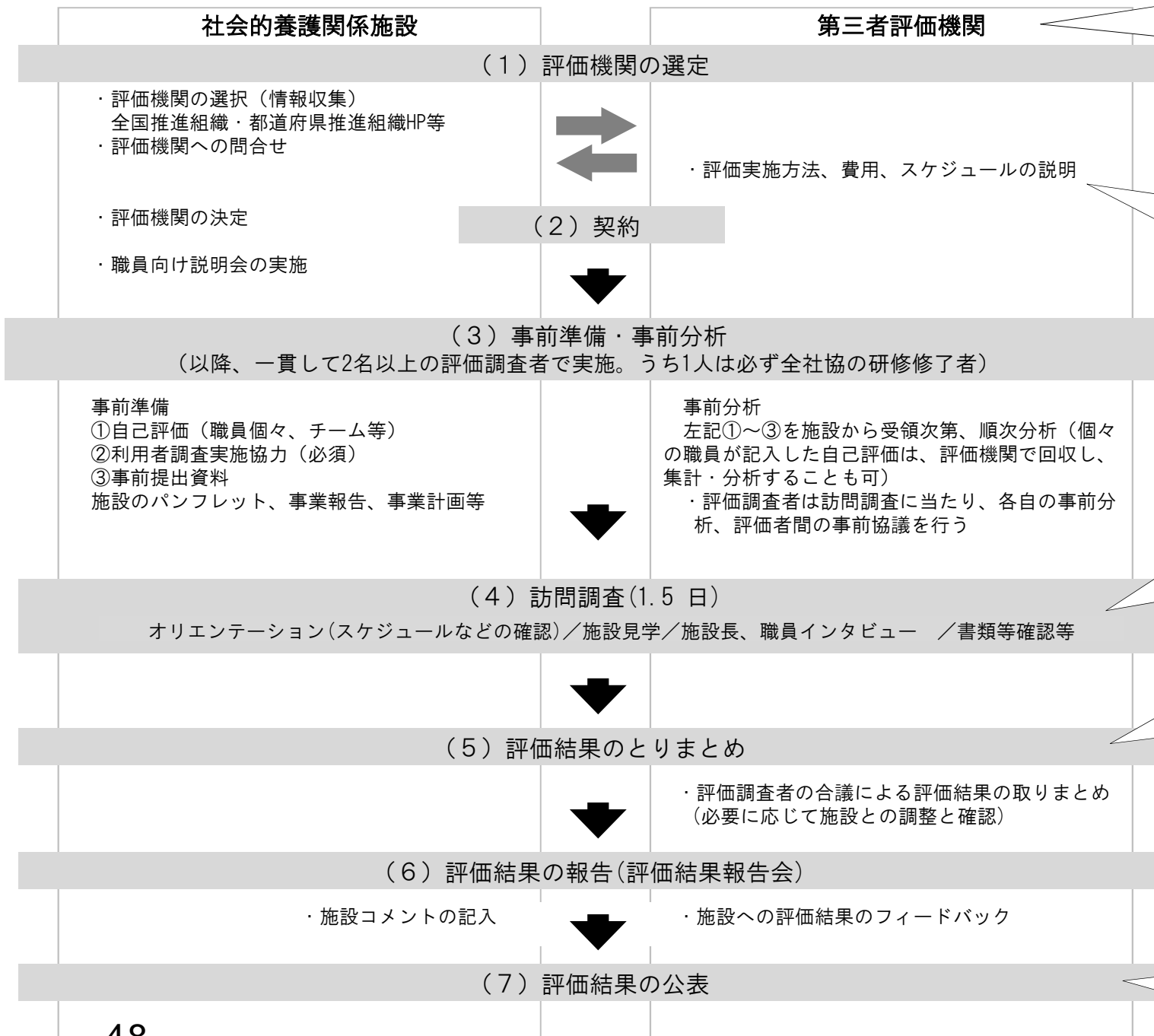
# 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成26年4月通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成27年2月通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3か年度に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3か年度で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件  都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない。

# 社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b cの3段階評価で示されるが、a評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

# 社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

		自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかではなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数



## 旧評価基準と新評価基準の比較

旧評価基準 (運営指針各論に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
1	養育・支援	1	30	1	19	1	28	1	28	1	23
2	家族への支援		3		3		3		3		
3	自立支援計画、記録	6		6		6		6		6	1
4	権利擁護	8	10	8	4	8	11	8	10	8	7
5	事故防止と安全対策	3		3		3		3		3	1
6	関係機関連携・地域支援	7	1	7		7		7	1	7	
7	職員の資質向上	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1
8	施設の運営	25		25		25		25		25	
共通評価・内容評価各項目数		53	45	53	27	53	43	53	43	53	33
評価基準合計項目数		98		80		96		96		86	

新評価基準 (共通評価基準に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
I	支援の基本方針と組織	1	理念・基本方針	1		1		1		1	
		2	経営状況の把握	2		2		2		2	
		3	事業計画の策定	4		4		4		4	
		4	支援の質の向上への組織的・計画的な取り組み	2		2		2		2	
II	組織の運営管理	1	施設長の責任とリーダーシップ	4		4		4		4	
		2	人材の確保・育成	7		7		7		7	
		3	運営の透明性の確保	2		2		2		2	
		4	地域との交流、地域貢献	5		5		5		5	
III	適切な支援の実施	1	子ども本位の支援	12	15	12	4	12	16	12	15
		2	支援の質の確保	6	26	6	18	6	26	6	26
共通評価・内容評価各項目数		45	41	45	22	45	42	45	41	45	28
評価基準合計項目数		86		67		87		86		73	

「高知県福祉サービス第三者評価基準」

(放課後児童クラブ版：内容評価項目)

平成19年4月20日

高知県福祉サービス第三者評価事業推進委員会

A	児童館等の活動に関する事項 (放課後児童クラブ用付加項目)	
A-1	遊びの環境整備 (3項目).....	1
A-2	乳幼児と保護者への対応 (1項目).....	4
A-3	利用児童への対応 (核となる活動) (4項目).....	5
A-4	利用者からの相談への対応 (2項目).....	9
A-5	障害児への対応 (1項目).....	11
A-6	地域の子育て環境づくり (2項目).....	12
A-7	広報活動 (2項目).....	14



A 児童館等の活動に関する事項（放課後児童クラブ用付加項目）

A-1 遊びの環境整備

A-1-① 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められている。

【判断基準】

- a) 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められている。
- b) 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められているが、十分ではない。
- c) 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められていない。

判断基準の考え方とポイント

○利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）は、遊びや様々な活動を安全かつ円滑にできるような内容であり、利用者の自主性や創造性を損なわないように配慮されていることが必要です。

○利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）は、利用者自身が納得できるように、簡潔な内容でわかりやすく表現されていることが必要です。

○利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）について、職員間で十分に意思統一を行い、共通に理解を得ていることが必要です。

○利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が実際にそぐわなかったり、理解されなかったりするような場合は、利用者の参加のもとで検討する取り組みも必要です。

評価の着眼点

- 利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）がわかりやすいものになっている。
- 利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が見やすい場所に掲示されている。
- 利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）を納得し、受入れている。
- 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）を定期的に見直す機会がもうけられている。

言葉の定義

利用者：放課後児童クラブを利用する児童、及びその保護者を指す。なお、特に児童のみを特定する場合は「利用児童」と表記する。

A-1-② 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している。

**【判断基準】**

- a) 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している。
- b) 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備しているが、十分でない。
- c) 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備していない。

**判断基準の考え方とポイント**

○放課後児童クラブではあらかじめ決まった遊びを児童に与えるだけではなく、利用者が自発的かつ創造的に活動できるように、環境を整備しておくことが必要です。

○そのためには、遊具やスペースが、指定された使用方法だけでなく、児童たちの発想で自由に工夫して活用できるようにになっていることが必要です。

○また、児童たち自身が遊びを自発的かつ創造的に発展させることができるように、職員の間での対話や働きかけについて、職員間で確認・合意していることも必要です。

**評価の着眼点**

□広さにかかわらず、スペースや遊具が利用者の発想で自由に活用できるように工夫されている。

□利用者が自由に使えるスペースや遊具が、使いやすく安全に配慮されている。

A-1-③ <つろいだし、休憩したりするふれあいスペースを作っている。

**【判断基準】**

- a) <つろいだし、休憩したりするふれあいスペースを作っている。
- b) <つろいだし、休憩したりするふれあいスペースを作っているが、十分ではない。
- c) <つろいだし、休憩したりするふれあいスペースを作っていない。

**判断基準の考え方とポイント**

○放課後児童クラブには、利用者同士の関係を豊かにしてい<ふれあいのスペースが必要  
要です。

○<つろいだし、休憩したり、待ち合わせをしたりするスペースには、だれでも使いやすい  
雰囲気があることが必要です。

○建物の広さにかかわらず、フリースペースを設けるなど、限られた空間を活用する工  
夫が必要です。

**評価の着眼点**

□特定の使用目的に限定されないリラックスして過ごせるスペースがある。

□実際に利用者が、待ち合わせスペース等で<つろいでいたり相互に交流したりしてい  
る様子が伺える。

## A-2 保護者への対応

A-2-① 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している。

### 【判断基準】

- a) 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している。
- b) 保護者同士が交流する機会や、保護者の企画や運営への参加が十分でない。
- c) 保護者同士が交流する機会や、保護者の企画や運営への参加がない。

### 判断基準の考え方とポイント

○子育てに対する不安は、同じ子育て中の友人を得て、子育ての悩みや喜びを分かち合うことにより軽減されます。放課後児童クラブでは、活動への参加だけでなく、保護者同士の交流の機会を作ることが必要です。

○また、保護者の能力を発揮する場を提供するなど、保護者が主体的に参加できる運営を工夫することも必要です。保護者が主体となり、行事等を企画・運営する機会を設けることも必要です。

○男性の子育てへの参画を促進するため、母親だけでなく、父親等も参加できるようにすることも必要です。

### 評価の着眼点

□保護者と職員とが協働で行う活動がある。

□保護者が企画や運営に主体的に参加できるように工夫している。



A-3 利用児童への対応（核となる活動）

A-3-① 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している。

【判断基準】

- a) 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している。
- b) 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して援助しているが、十分ではない。
- c) 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して援助していない。

判断基準の考え方とポイント

○放課後児童クラブの職員には、遊びや活動の援助・指導とともに、個々の児童に対してその状態や心理を把握して適切な援助をすることが必要です。

○実際の援助に当たっては、失敗や過ちを含めてより良い方向に成長していけるよう、見守ったり励ましたりすることが必要です。

○個々の児童の観察や援助の方法、児童の起こすけんかやトラブル、羽目をはずす行為などへの対応については、その場の対応だけに終わることなく、職員間で話し、ケースカンファレンス（事例検討会）を行うなどしてスキルを向上させることが必要です。

評価の着眼点

- 遊びの場面で起こるけんかやトラブル、羽目をはずす行為などへの対応が、気持ちを荒れさせることなく児童たちの成長につながるように適切に行われている。
- 児童への対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。
- 職員がより適切な対応ができるようなスキルアップにむけた研修等が実施されている。

A-3-② 職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている。

<p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 職員が個別・集団援助技術を念頭において個人や集団の成長に向けて働きかけている。</p> <p>b) 職員が、個別・集団援助技術を念頭において個人や集団の成長に向けて働きかけているが、十分ではない。</p> <p>c) 職員が、個別・集団援助技術を念頭において個人や集団の成長に向けて働きかけていない。</p>
---

**判断基準の考え方とポイント**

○児童は遊びやさまざまな活動を通じて集団を媒体として成長します。放課後児童クラブではこのことを意識した児童への働きかけを行うことが必要です。

○職員は、児童がグループメンバーとしての相互作用を通じて成長し、そのグループが放課後児童クラブの活動に主体的にかかわることができるようになっていくという発達のプロセスを見通した実践をすることが必要です。

○そのため職員は、次のようなことに取り組むことが必要です。

- ・ 一人ひとりの児童に対して、より多くの児童たちとふれあい一緒に遊び活動する機会を設けるように働きかける。
- ・ 児童が遊びやさまざまな活動の中で競い合ったり励まし合ったりしながらお互いに信頼を高め、成長し合えるように支援する。
- ・ あまり知らない児童ともグループとして活動できるように働きかける。
- ・ 個々の児童の成長過程への理解に基づいて見通しを持った働きかけを心がける。

○グループの中や他のグループとの関係が、息苦しい関係になったり、排他的になったりしないように、集団援助技術（グループワーク）を念頭において働きかけることが必要です。

**評価の着眼点**

- 職員が個別・集団援助技術を学習し実際に活用している。
- 職員は、個々の児童の仲間集団とのかわりについて具体的に把握しており、そのグループの成長とそでの個々の児童の成長の過程を意識してかわわっている。
- 職員間で、児童の集団的援助の取り組みや、他児とのかわわりでトランプルが多い、遊びが持続かないなどの課題を持った児童への対応について事例検討をし、記録している。

A-3-③ 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童が一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている。

【判断基準】

- a) 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている。
- b) 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われているが、十分でない。
- c) 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われていない。

【判断基準の考え方とポイント】

○国籍の異なる児童が利用する放課後児童クラブでは、異なる文化や生活の背景を持つ児童がお互いに理解を深められるような交流を工夫することが必要です。

○障害のある児童が利用する放課後児童クラブでは、その児童が楽しく安心して過ごせるように、施設全体（ハード・ソフト両面）の配慮が必要です。

○職員は、児童が障害の有無や国籍の違いを超えて、思いやりを育み学びあいができるように働きかけることが必要です。

【評価の着眼点】

□国籍の異なる児童が利用する放課後児童クラブでは、その児童と保護者に対して、円滑な利用ができるような案内や説明が行われている。

□障害のある児童が他の児童と遊びや活動と一緒に参加できるように、配慮や工夫がされている。

□職員は、児童が、障害の有無や国籍の違いを超えて思いやりを育み学びあいができるように働きかけている。

A-3-④ 行事が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている。

**【判断基準】**

- a) 行事が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている。
- b) 行事が日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されているが、十分でない。
- c) 行事が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されていない。

**【判断基準の考え方とポイント】**

○行事は、放課後児童クラブを利用している児童にとって楽しみとなるよう、日常活動とのバランスを意識して企画されていることが必要です。

○素材や道具を用いる制作活動や、継続的に技術の向上を図る必要のある活動は、定例的な企画や、行事に組織化することも必要です。

○行事を行う際には、その企画・運営に可能な限り児童の参加を促し、自主性や主体性を育てていくことが必要です。

**【評価の着眼点】**

- 行事が日常活動とのバランス（実施回数や利用者数）を考慮して企画されている。
- 行事が、普段児童館を利用していない児童の利用につながるように工夫されている。
- 職員の企画による活動や行事等の取り組みがある。
- 行事を行う際に児童の自主性・主体性を育てることを心がけている。



#### A-4 利用者からの相談への対応

##### A-4-① 利用者からの相談への対応が自然な形で行われている。

###### 【評価基準】

- a) 利用者からの相談への対応が自然な形で行われている。
- b) 利用者からの相談への対応が行われているが、十分でない。
- c) 利用者からの相談への対応が行われていない。

###### 判断基準の考え方とポイント

○児童の悩みや生活上の疑問についての相談に応じ、適切に対応することは、職員の大切な仕事の領域です。

○児童の保護者に対しても、子育ての不安や悩みの相談相手になり、必要に応じて適切な援助機関を相談することが必要です。

○相談活動には、日常活動の中で行う場合と相談窓口を設けて取り組む場合とがあります。

###### 評価の着眼点

□利用者からの相談への対応や情報提供が日常的に行われている。

□利用者からの相談への対応が適切に行われ、必要に応じて記録されている。

□保護者に対して、子育てについての知識を学ぶ機会や相談窓口が設けられている。

□相談内容によっては、保健センターや児童相談所等の関係機関を紹介している。

A-4-② 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている。

【評価基準】

- a) 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている。
- b) 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が、十分に整っていない。
- c) 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っていない。

判断基準の考え方とポイント

○今日の社会状況の中では、放課後児童クラブを利用する児童の中に、被虐待児が含まれていることも想定されます。

○児童の中に被虐待児を発見した場合、放課後児童クラブ全体で適切な対応をする体制を整えておくことが必要です。

○不登校児を迎え入れ、児童間の交流や職員との信頼関係を構築することを通じて、児童の社会性を養えるようにしていくことも大切な役割です。

評価の着眼点

□職員は、虐待されている児童の発見や、発見後の対応についてのスキルを身につけている。

□被虐待児が発見された場合の児童相談所への連絡をはじめとする関係機関との連携が確立されている。

□発見された被虐待児への支援が適切に行われている。

□不登校児の利用に対する支援の方針がある。

□不登校児への支援が適切に行われている。

## A-5 障害児への対応

### A-5-① 障害のある児童の利用に対する支援策が整っている。

#### 【評価基準】

- a) 障害のある児童の利用に対する支援策が整っている。
- b) 障害のある児童の利用に対する支援策が、十分に整っていない。
- c) 障害のある児童の利用に対する支援策が整っていない。

#### 判断基準の考え方とポイント

○障害のある児童が利用している放課後児童クラブでは、保護者の協力を得て、その児童の状況を把握し、適切に支援することが必要です。

○適切な支援が困難であると思われる場合であっても、ボランティアの活用や保護者の協力など、視野を広げて支援を可能にする努力をすることが必要です。

○障害のある児童が、障害のない児童と共に遊び交流できるように支援することも必要です。

#### 評価の着眼点

□障害のある児童の利用とその支援策について、職員の意志統一が図られている。

□障害のある児童に対して適切な支援が行われている。

□障害への理解と支援のスキル等について、職員への研修や、ケースカンファレンス（事例検討会）が行われている。

□発達障害児の利用に対応する支援策が整っている。

□障害のない児童との交流遊びができるよう、職員が働きかけている。

A-6 地域の子育て環境づくり

A-6-① 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。

【評価基準】

- a) 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。
- b) 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進しているが、十分でない。
- c) 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進していない。

判断基準の考え方とポイント

○放課後児童クラブの実践を通じた児童福祉の促進には、児童分野を中心とした地域組織・団体（自治会、PTA、子ども会、老人会、青年団、商店会、子育てグループ、民生・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、ボランティアグループ等）と良好な関係を持つことが必要です。また、地域との相互関係をもつには、児童に限らず幅広い年齢層の地域住民が事業に参加しやすい雰囲気が必要です。

○職員は、子育て支援活動や地域の健全育成活動が推進されるように地域の住民や関係団体に働きかけることが必要です。

○子育て支援活動や健全育成活動をしている住民やグループとは、活動場所や資源の提供とともに、活動自体の連携が必要です。

評価の着眼点

- 子育て支援活動や健全育成活動を行う地域組織・団体・住民を把握し、連絡を取り合っている。
- 子育て支援活動や健全育成活動を行う地域組織・団体・住民との協力関係がある。
- 子育て支援活動や健全育成活動を行う地域の自主活動を支援している。
- 子育て支援活動や健全育成活動を行う住民や地域組織の利用がある。
- 児童館に運営委員会が組織されており、定期的に開催されている。
- 運営委員会が実際に機能している。



A-6-② 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている。

【評価基準】

- a) 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている。
- b) 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしているが、十分ではない。
- c) 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしていない。

【評価基準の考え方とポイント】

○地域環境を児童にとって安全なものにしていくことが求められます。

○経路の安全については、安全確保のための方針を作成し、利用児童の保護者や地域の人々、団体の協力を得て取り組む必要があります。

○地域の公園の遊具点検、地域の見回りや児童の遊びの見守り、児童に関する犯罪の防止活動などの実施、それにかかわる住民活動や地域組織との協力にも取り組みが必要があります。

【評価の着眼点】

□経路の安全について、安全確保のための方針を作成している。

□経路の安全について、児童の保護者や地域の人々、団体の協力を得て、取り組みを進めている。

□地域の見回りや地域での児童の遊びの見守りを実施している。

□地域住民と協力して、地域の公園遊具の安全点検、地域の見回り、児童に関する犯罪の防止活動などを実施している。

## A-7 広報活動

### A-7-① 広報活動が適切に行われている。

#### 【評価基準】

- a) 広報活動が適切に行われている。
- b) 広報活動が、十分でない。
- c) 広報活動が行われていない。

#### 評価基準の考え方とポイント

- 広報活動は、健全育成活動・子育て支援活動への理解を広めるために大切な活動です。
- 広報活動は、対象とする地域に行き渡るように行うことが必要です。
- 広報活動自体は健全育成活動の一環でもあるという認識のもとに、自治体や健全育成団体と連携して適切に行われることが必要です。

#### 評価の着眼点

- 広報活動が定期的に行われている。
- 施設独自の広報用チラシを作成し、活用している。
- 利用対象児童のいる地域全体に向けた広報活動が行われている。
- 放課後児童クラブの「お便り（定期的な活動案内）」が、地域の関係者や関係機関・団体に配布されている。
- 自治体や健全育成団体と連携した広報活動を行っている。
- 個人情報保護やプライバシー、肖像権等に配慮した広報活動を行っている。
- 地方新聞や自治体の広報誌等を積極的に活用している。
- 地域の子育て支援団体や健全育成団体と提携し、情報の相互掲載等を行っている。
- 広報活動の効果と課題について定期的に検討する機会を設けている。

A-7-② 活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている。

【評価基準】

- a) 活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている。
- b) 活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が、十分に行われていない。
- c) 活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われていない。

判断基準の考え方とポイント

○広報活動は、それ自体が健全育成活動の一環でもあります。

○広報活動は、活動の実際と方針を、わかりやすく利用者に伝えると共に、児童や保護者が「参加してみよう」「行ってみよう」と思えるように、その内容や記述を工夫することが必要です。

○広報活動の内容は、利用者の意見を聞き、絶えず点検・改善していくことが必要です。

評価の着眼点

- 広報の内容と視点（ねらい）が明確にされている。
- 児童や保護者にわかりやすく興味の持てるように工夫されている。
- 5 活動の実際が的確に表現されている。
- 広報の内容に児童と保護者や、関連する機関・団体の声が反映されている。

## 児童館のあり方及び児童館ガイドラインの見直し等に係る検討課題について

### 1. 児童館ガイドラインの見直しに向けての主な着眼点

- (1) 子どもの遊びの再定義と児童館での多様な遊びのプログラムの実施が求められていること
- (2) 社会課題への対応が児童館の普遍的機能になりつつあること
- (3) 子ども・子育て家庭への身近な相談窓口としての機能の強化が求められていること
- (4) 児童厚生員・児童館長の資質向上のための研修を強化すること
- (5) 児童厚生員・児童館長の適正配置・勤務体制に関すること
- (6) 児童厚生員のソーシャルワーク力の更なる向上が必要とされること
- (7) 大型児童館の活動内容や運営課題を共有化するために児童館ガイドラインに反映させること
- (8) 平成23年児童館ガイドライン発出以降に、施行・改正された主な関係法令等との整合・照合
  - 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年）
  - いじめ防止対策推進法（平成25年）
  - 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年）
  - 放課後児童クラブ運営指針（平成27年）
  - 子ども・子育て支援法（平成27年）
  - 児童福祉法（平成28年） 等

### 2. 児童館ガイドラインの見直し等に係る検討項目・指摘事項

○今日の多様な子どもの福祉・子育てニーズに対応する児童館の取り組みの現状を踏まえ、児童館運営の指針となる「児童館ガイドライン」の記載内容について再検討し、必要に応じて見直しを図る。

#### 【凡例】

- 平成28年度「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」（主任研究員：植木信一）の指摘事項
- 「有識者意見交換会」での意見
- 第10回遊びのプログラム等に関する専門委員会（平成29年11月13日開催）での指摘事項
- 平成23年3月28日「児童館ガイドライン検討委員会」報告書「子どもの健全育成上の課題」について

□全体の文字数として、放課後児童クラブ運営指針と同程度にしてもいいかな。



## 1 児童館運営の理念と目的

### (1) 理念

児童館は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならぬ。」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。

- 改正児童福祉法第1条および第2条の内容と整合を図る。
- 理念として「児童福祉法」を引用・明記する。
- 平成28年改正児童福祉法で明記された「児童の権利に関する条約」「子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」について書き加える。
- 子どもの遊びが重要な役割を果たすこと「遊びの権利保障」を明記する。
- 子どもの権利条約の精神を子どもからの視点で書き込んでいく。(特に第31条)

### 【参考】

児童福祉法(平成28年改正)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神のつとより、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### (2) 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

- 「生活の援助」の具体的な内容を示す。
- 利用制限のある児童館もあるため、すべての子どもが利用することを強調する。
- 「子育て支援」は「子育て家庭への支援」のまうがよいのではないか。

## 2 児童館の機能・役割

### ●児童館の特性について解説する。

- ①本人の意思による自由来館利用であること
  - ②異年齢の集団であること
  - ③不特定多数の来館者がいること
- 遊びが発達とどのように関連するのか、初任者が理解しやさいように書く。
- 児童健全育成の専門職を育てていくことも児童館の役割として記載する。
- 災害時の児童館の役割は、特に乳幼児の子どもたちの避難場所としての価値は高まっているのではないかと。災害が起こった場合の児童館の機能・役割を書き込めないかと。

### (1) 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。

- 「健全育成」や「発達」について定義する。
- 0～18才未満のすべての児童の発達課題や特徴を書き加える。
- 子どもが遊びを決めるなど「子どもが主役」であることを入れる。

### (2) 日常生活の支援

子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。

- 「日常生活を支援すること」の具体的な内容を示す。
- 家に帰れない、家に帰っても居場所のない子どもたちの生活を支援する機能があつてこそその「館」であり、それがなければ遊びの支援という「機能」があげられないこととなる。児童館が「館」であることの意味を再認識すべきである。

### (3) 問題の発生子防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

- 児童福祉施設として、福祉的課題のある児童に機能を發揮し解決に寄与することを示す。
- 子どもの貧困、学習支援、いじめ防止など、今日的な課題に対応することを追加する。
- 虐待の発見と子どもと保護者への支援・障害児の地域の居場所となることを加える。

### (4) 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

○地域のニーズを把握するための“包括的な相談窓口”としての機能を加える。

### (5) 地域組織活動の育成

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

- 児童館が地域における子どもたちの育成についてのリーダーシップが求められることを盛り込む。
- 地域の健全育成と子育て支援の拠点としての機能・役割を、より明確かつ包括的に表わすた

め、項目名を「地域における子ども・子育てネットワークの推進」と変更する。

### 3 児童館の活動内容

□児童館エリア内の児童遊園・児童公園は、児童館がマネジメントするなど、地域の子どもの遊び環境づくりというハードの部分も入れられないか。

■児童館活動とは、決して館内活動だけを意味しない。子どもは、身体的発達のためにも外遊びを豊かに行い、風雨寒暖の激しい時に、室内にて遊びを図るべきことと想定されている。昨今の子ども達の身体発達の未熟さ、社会性の希薄さ等を鑑みたとき、改めて児童遊園や外遊びのあり方についての検討が必要である。

#### (1) 遊びによる子どもの育成

●ガイドラインに基づく活動がより実践されるために、児童館の活動内容を具体的に例示する。

●公的施設として、日常の地域児童館は、原則無料で利用できることに触れられるか。

■児童館は子どもの自由な遊びを保障するところであることを書き加える。「自由に」とは、地域のすべての児童がつながる可能性をもち、自発性、自主性が尊重され、社会性の発達に見合った活動の支援がなされていることを意味する。

① 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。

●「遊び」の持つ意味・意義、子どもにとって遊びの大事さを書き込む。

●「遊び」を通して発達を増進する理念を再認識させる。

□遊びを通して人間として成長していくという意味合いをしっかりと入れてほしい。遊びは、子どもが決めることが重要であり、ガイドラインの前面に出してほしい。

② 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるよう援助すること。

#### (2) 子どもの居場所の提供

① 子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。

② 子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。

●児童館は、中・高校生年代も利用出来る施設であり、定義や時間延長の促進等受入について明記する。

●児童館のOG・OB等を中心に、進学・就職の進路相談等の若者の支援体制について、今後のあり方について示す。

□子どもが主役になれる場所、真ん中にある場所ということをきちんと盛り込んでいくことが重要。

#### (3) 保護者の子育ての支援

① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。

② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるように子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。

③ 児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること。

④ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

- **「ファミリー時期の支援をしている児童館事例もあるため、妊婦の利用について視野に入れることを書き加える。」**
- 妊産期からの切れ目のない支援を視野に入れ、プレイパ・プレイマを含め、これから親になる世代への支援を入れる。
- 地域における在宅の子育て家庭への支援の充実を図るべきである。乳幼児をもつ在宅の保護者に対して交流や相談の場を提供していくことや、親たちのネットワークを育てていくことなどがさらに必要となる。
- 児童館が、地域の子育て支援コーディネーターとして、積極的に学校・保育所・各団体等と連携を図りながら、子育て支援の拠点としての機能を充実していくことが求められている。
- 保護者を対象にした相談機能（気軽に子どもの年齢を問わずに相談に応じること）を書き加える。

(4) 子どもが意見を述べる場の提供

- ① 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるよう配慮すること。
- ② 子ども話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童（以下、「年長児童」という）が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるよう援助すること。
- ③ 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

- 「子どもが意見を述べる場の提供」に求められる職員の専門性を示す。
- 「助けて！」など、SOSの声を上げることにも権利擁護の視点からは重要。子どもが意見を述べる場の提供が子どもの相談や権利保障につながることを明記する。

(5) 地域の健全育成の環境づくり

- ① 児童館の活動内容等を広報したり、地域の様々な子ども育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- ② 地域の子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

- 地域の行事に子どもたちも参加できるようにしたり、職員も行事に協力したり、積極的に連携するよう書き加える。
- 地域人材を資源と捉えて、育成、開発する視点も書けないか。
- 児童館は地域社会と子どもとのつなぎ役を果たすところである。地域全体の問題を視野に入れ、職員が街の実態（地域の遊び場、地域活動団体、防災、環境等の組織活動）を知ることが大切である。単に子どもの指導者としての専門性にとどまらず、子どもが地域の遊び活動のコーディネーターとして、協働体制を広げる役割を果たせることが望ましいということを書き加える。
- 地域の大人が子どもの姿に感動できる機会を作ることによって、保護者以外にも子どもの育ちを待てる、励ます、見守れるような大人を育て、「次世代を育成するまちづくり」にもつながることを書き加える。



(6) ボランティアの育成と活動

- ① 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援すること。
- ② 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- ③ 地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。

□若者支援の必要性も盛り込めないか。

■ボランティア研修について、児童館が単館ごとに実施するのではなく、広域で実施し、交流の実践としても行われると充実する。児童館職員は、ボランティアアコーデイナー研修が必要である。また、今後は、育成するボランティアだけでなく学生の職場体験・企業の社会貢献、専門性をもったボランティア等、新たな関わりにも開かれていることが大切である。

(7) 放課後児童クラブの実施

- 全体として放課後児童クラブの基準や運営指針に沿った新たなあり方を書き加える。
- 主に放課後児童クラブの視点から書かれているので、自由来館の子どもの視点からの配慮を書き加える。

① 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の特つ機能を生かし、以下のことに留意すること。

○上記「放課後児童クラブガイドライン」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準並びに放課後児童クラブ運営指針」に修正する。

ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。

イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。

② 児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係

児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。

●放課後児童クラブでは子どもの遊びが制限されることがあるため、児童館の施設・機能を活かした豊かな遊びが提供できるように努めることを書き加える。

●乳幼児から中・高校生まで利用する児童館の施設特性を踏まえ、放課後児童クラブが児童館を占有しないような運営上の工夫や配慮、安全面から職員の分担等留意点を示す。

(8) 配慮を必要とする子どもの対応

① 障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。

●障害者差別解消法に基づき、可能な限り「合理的配慮」に努め、すべての子どもに支援が円滑になされるように書き加える。

② 家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支

援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。

○地域のニーズを把握して社会的な課題があると判断した場合には、社会資源と連携して支援することを書き加える。

●いじめ防止対策推進法の施行を踏まえ、いじめ防止の観点を書き込む。

③ 子どもの様子から虐待が疑われる場合には、速やかに市町村等に通告を行い、その後の対応について協議すること。

#### 4 児童館と家庭・学校・地域との連携

##### (1) 家庭との連携

- ① 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- ② 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭や学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

●家庭との連絡や子どもへの具体的な支援については、必ず記録をとり、職員間で共有し継続的な支援が可能となるように配慮することを書き加える。

##### (2) 学校との連携

- ① 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換が行えるようにすること。
- ② 子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

●子どもの健全育成上の問題について適切な対応が取れるよう連絡体制を整える必要性を追加する。

□学校・教員に児童館の活動を理解してもらうことの必要性や、児童館がなぜ学校と連携しなければならないかを具体的に明記する。

□児童館職員と教員が、子どもをどう捉え、見ていくのかを共有することが必要との観点を盛り込む。

□行事等だけでなく、日常の子どもの状況について、定期的に意見交換、情報交換していく環境を作っていくことが必要。

##### (3) 地域との連携

- ① 児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を築くこと。
- ② 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- ③ 児童虐待等により支援が必要な場合には、市町村や児童相談所と連携して対応を図ることが求められるので、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。

○社会資源との連携の必要性について書き加える。

□地域住民と連携することと相談（関係）機関と連携することは内容・方法が異なるので、相談（関係）機関を含めた社会資源との連携を別に1項目立てたほうがいい。

■地域における子ども育成活動は、児童厚生施設等の公的施設・機関、社会福祉協議会、児童厚生員、主任児童委員等の公的ボランティア、地域子ども会や母親クラブ等の地域組織、住民主体型地域自主活動、企業、ボランティア、NPO等により展開されており、これらの団体や活動の相互交流も必要であることについて書き加える。

■核家族が主流となり、地域の社会関係が希薄になりつつある中、家庭の孤立化が進行している。地域の児童館には、児童福祉の予防的機能として、そのような働きを期待されていることを書き加える。

## 5 児童館の職員

○必要に応じて、地域のニーズを把握する児童ソーシャルワーカーとしての役割を果たすように努めることを書き加える。  
□職員配置の基準をガイドラインに書けないか。  
■家に居場所のない子どもを視野に入れる必要があり、そのためには、コーディネーターの資質を持つことが強く期待されることを書き加える。

### (1) 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ① 児童館の運営を統括する。
- ② 児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という）が業務を円滑に遂行できるように指導する。
- ③ 子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
- ④ 利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- ⑤ 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

● 「児童館年間運営計画」（年間運営目標、月別活動計画、地域内の行事予定、会議・研修予定等）を作成し、数値目標も立て、その計画を基に児童館の機能や役割が十分に発揮されるように運営・管理に努めることを書き加える。  
● 年間計画や達成の状況を振り返り、定期的に運営を評価し（内部評価・外部評価・第三者評価等）、その改善に努めることを書き加える。  
● 学校や役所をはじめ、社会資源と積極的に連携を図り、児童館の機能・役割が十分に発揮できるように調整を行うこと書き加える。  
□館長の資質が児童館の活動内容に影響していることが明らかになっており、何らか館長の要件について書き込めないか。

### (2) 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ① 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- ② 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③ 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④ 地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。

● ④の「子どもの遊びや生活の環境を整備する」の具体的な内容を示す。

- ⑤ 児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。

□ 「予防」の観点から書く。

- ⑥ 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

● 児童厚生員に求められる援助技術として、遊びの援助技術(プレイワーク)と福祉の援助技術

(ソーシャルワーク)を明記する。

●記録について、日誌、配慮児童の支援記録、安全点検記録、研修記録、金銭出納・会議記録など必要なものを示す。

□配慮を要する子どもだけではなく、児童館に来館するすべての子どもの記録をとり、経験の累積をしていくことも明記したほうがいい。

■児童厚生員の専門性について家庭基盤の脆弱な子どもに対応できるソーシャルワークの専門性を強化することを書き加える。

### (3) 児童館の職場倫理

① 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。

② 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

ア 子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること。

イ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。

ウ 個人情報取り扱いとプライバシーの保護に関すること。

エ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

●**利用対象者を誰でも公平・平等に受け入れる姿勢が必要であることを書き加える。**

### (4) 児童館職員の研修

① 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。

② 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。

③ 市区町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、職員の経験に合わせた研修内容にも配慮すること。

○児童厚生員の研修機会の拡大による各種専門資格の取得を奨励する規定を書き加える。

●児童厚生員・児童館長は、着任後早期に児童館を総合的に理解するための研修を受講することが必要であることを書き加える。

●児童館職員の経験や資格、研修受講による「キャリアパス」について言及する。



## 6 児童館の運営

●実習生の受け入れの重要性やその配慮等について記載する。

### (1) 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- ① 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。  
ア 静養室及び児童クラブ室等を設けること。  
イ 年長児童の文化活動、芸術活動等に必要スペースと備品等を備えること。  
ウ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等を備えること。
- ② 乳幼児や障害のある子どもの利用にあたって、安全に配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。

### (2) 運営主体

- ① 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- ② 市区町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

### (3) 運営管理

- ① 開館時間  
ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。  
イ 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

●初めて勤務する館長・職員の参考として「児童館の一日の流れ」を例示する。

- ② 利用する子どもの把握・保護者との連絡  
ア 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。  
イ 児童館でのいじめや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

- ③ 運営協議会等の設置  
児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、子どもの保護者、教職員等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

●運営協議会の構成員に「子ども」を入れる。  
●運営委員には児童館運営に積極的に意見を述べてくれる地域の方々を選任し、定期的に運営委員会を開催することを記載する。  
□児童館と地域をつなげるような「児童館サポーター」のような人達のことを書けないか。

### ④ 運営管理規程と法令遵守

児童館の運営管理の責任者を定め、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報の管理等の法令遵守に努めること。

●指定管理者公募要項や業務仕様書等に本ガイドラインを準用または参考にすることが重要であることを書き加える。

⑤ 安全対策・緊急時対応

ア 事故やけがの防止と対応

子どもの事故やけがを防止するため、安全対策・安全学習・安全点検と補修・緊急時の対応等に留意し、その計画や実施について整えておくこと。

イ 衛生管理

感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等が重要である。子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならぬと判断する場合は、市区町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

⑥ 防災・防犯対策

ア リニューアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やリニューアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

イ 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置や消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を講じること。

ウ 地域ぐるみの安全確保

子どもが自ら安全を確保する方法についての指導を行うこと。また、児童館への来館、帰宅途中の安全対策や保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。

●緊急事態に備え、止血法、心肺蘇生法、AED・エピペンの取り扱い方法等の訓練をしておく必要があることを書き加える。  
●施設・設備の日常の点検と定期的な点検について記録をとり、改善すべき所があった場合には、迅速に対応し記録に残しておくことを書き加える。

⑦ 要望、苦情への対応

ア 要望や苦情を受け付けられる窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。

イ 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみをつくること。

●□情報開示の必要性について書き加える。  
●□自己評価、利用者評価、第三者評価の必要性について項目を書き加える。  
●評価によって児童館の活動が縮小することがないように、研修や力量形成とつなげるよう配慮することを示す。  
●評価基準は「子どもの権利保障」「子どもの最善の利益」を中心とするよう、また子どもの声をフイードバックするよう示す。

⑧ 職員体制と勤務環境の整備

ア 児童館の職員には、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」(児童厚生員)の資格を有する者を2人以上置き、

必要に応じてその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められることから、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。

- 「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に修正する。
- 「必要に応じてその他の職員を置くこと」を「利用者数の増加等、必要に応じてその他の職員を置くこと」と書き加える。
- 「常勤または専任の館長を置くこと」を書き加える。
- 余裕を持った職員体制を整えることにより、安全確認ができることを書き加える。

イ 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、健康・安全に勤務できるようにその環境の整備に留意すること。また、安全面への配慮や事業の円滑な運営のため、常に児童厚生員の連携体制に配慮すること。

☞その他、検討を要する事項全般

- 児童厚生施設全般に共有すべき事項を整理して示す。
  - ①子どもの自主性・社会性・創造性を育む健全育成
  - ②遊びによる発達促進
  - ③合理的配慮
  - ④子どもの福祉的課題への対応
  - ⑤プレイワークとソーシャルワークの両機能

- 大型児童館独自の活動内容を把握して児童館ガイドラインに反映させる。
- 大型児童館の項を設ける。
- 大型児童館は、①県内児童館に対する支援や連携を図ること。②遊びのプログラムの開発、啓発、普及に努めること。③移動児童館を実施し、県内の児童健全育成の役割を果たすことなど、児童館設置運営要綱の記載内容を強調する。

【参考】

大型児童館固有の「県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能」について

- 「児童館の設置運営について」（平成22年8月7日付厚生省発見123 厚生事務次官通知）第4の1の(3)のウ
  - (ア) 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。
  - (イ) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
  - (ウ) 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。
  - (エ) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図る。
- 「児童館の設置運営について」（平成22年8月7日付発 967 厚生児童家庭局長通知）3の(1)のア
  - (ア) 県内児童館の情報把握し、相互に利用できること。
  - (イ) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
  - (ウ) 県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させること。
  - (エ) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料、模型の展示等を行うとともに、一般にも公開すること。
  - (オ) 県内児童館に貸し出すための優良な映画フィルム、ビデオソフト、紙芝居等を保有し、計画的に活用すること。

○児童館ガイドライン発出以降に、施行・改正された主な関係法令等について、内容を精査した上で反映させる。

平成23年	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
平成25年	子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
平成26年	アレルギーマシイ患対策基本法（平成26年法律第98号）
	障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）
	「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）
平成27年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）
	「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業所が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」（平成27年11月11日厚生労働大臣決定）
平成28年	「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0831第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
	「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」（平成28年7月26日雇児総発0726第

1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長(通知)
「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供にかかる保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長(通知))

○児童館に関連する部分が改正された関係法令等について、内容を精査した上で反映させる。

児童福祉法(平成22年法律第164号)(一部は平成29年4月1日から施行)(第1条、第2条、第3条など)
児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)(第1章総則)
社会福祉法(昭和26年法律第45号)
発達障害者支援法(平成16年法律第167号)
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)

■児童福祉施設最低基準の児童厚生施設部分について、児童館ガイドラインの趣旨を生かした修正を行い、また、実施要綱等の見直しも進める必要がある。

※用語等について

・この「児童館ガイドライン」は、「小型児童館」と「児童センター」を主な対象とした。

※大型児童館の記載について補足する。

・「地域組織活動」とは、母親クラブ・子育てサークル等の児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による活動のことである。

・「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法第6条第2項の2に規定する「放課後児童健全育成事業」のことである。

※「放課後児童クラブ」の規定を、「児童福祉法第6条第3項の2」に修正する。